

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成25年11月7日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

11月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長）	
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員、三好義治委員、渡辺慎吾委員）	
認定第4号の審査	59
質疑（三好義治委員）	
採決	62
閉会の宣告	62

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年11月7日(木) 午前9時59分 開会
午後4時28分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺 慎吾 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
秘書課長 池上 彰 政策推進課長 谷内田 修 人事課長 大橋徹之
人権女性政策課長 荒井陽子
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼納税課長 東角泰典
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡
情報政策課長 楨納 縁 市民税課長 和田元伸 固定資産税課長 中西利之
工事検査室長 宮木茂実
会計管理者兼会計室長 牛渡長子
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
総務課長 明原 修 同課参事 堤 仁志 予防課長 納家浩二
警備課長 橋本雅昭 警防第1課長 萩原秀夫 警防第2課長 松田俊也
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄 警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

認定第1号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第4号 平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会します。

最初に理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、先日の委員会に引き続き、決算にかかわる委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

いつも言っておりますけれども、この決算審査の委員会での審議は、間もなく始まります来年度の予算編成につながってまいります。

どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、中川委員を指名します。

審査の順序につきまして、まず最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に認定第4号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、26ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ5.5%、2億1,729万7,461円の増となっています。

目2、法人は、前年度に比べ0.6%、1,161万7,962円の減額となっています。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ3.6%、3億1,969万5,936円の減額となっています。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ1.4%、117万5,376円の増額となっています。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は前年度に比べ23.3%、4億4,100万6,004円の減額となっています。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ4.0%、6,606万6,161円の減額となっています。

款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税、目1、地方揮発油譲与税は、前年度に比べ0.1%、3万7,000円の減額となっています。

項2、自動車重量譲与税、目1、自動車重量譲与税は、前年度に比べ9.0%、1,097万円の減額となっています。

28ページ、項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ4.3%、9円の増額となっています。

款3、利子割交付金、項1、利子割交付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ7.9%、389万3,000円の減額となっています。

款4、配当割交付金、項1、配当割交付金、目1、配当割交付金は、前年度に比べ9.9%、318万7,000円の増額となっています。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、

株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ13.9%、98万6,000円の増額となっています。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ0.4%、346万6,000円の減額となっています。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ7.8%、14万7,769円の減額となっています。

款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ24.2%、1,577万2,000円の増額となっています。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ50.9%、9,778万4,000円の減額となっています。

30ページ、款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、前年度に比べ60.5%、1億5,265万円の増額となっています。これは、2億5,913万3,000円の特別交付税に加え、1億4,603万9,000円の普通交付税の交付を受けたためです。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ0.4%、6万4,000円の減額となっています。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料です。

32ページ、目5、土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料で

す。

34ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

36ページ、目4、土木手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料です。

38ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金です。

40ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、基幹統計調査委託金、統計調査員確保対策事業委託金、衆議院議員総選挙委託金及び在外選挙人名簿登録事務委託金です。

42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及び大阪府市町村振興補助金です。

50ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。

款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入です。

目2、利子及び配当金は、各種基金利子収入です。

項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は、土地売払収入です。

52ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、一般寄附金です。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、市場池の貸付収入の一部を一般会計に繰り入れしています。

項2、基金繰入金、目6、市営住宅整備基金繰入金は、9,136万4,170円を繰り入れています。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞

金です。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、歳計現金に係る預金利子です。

54ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金です。

項4、雑入、目1、滞納処分費は、大阪府不動産合同公売等に係る滞納処分費です。

目2、雑入の主なものは、市町村振興協会交付金や、摂津市土地開発公社準備金精算金のほか、水道事業会計からの収入などです。

次に、62ページ、款20、市債、項1、市債、目2、土木債は、千里丘三島線道路改良事業債及び吹田操車場跡地まちづくり事業債、目3、消防債は、消防施設整備事業債、防災広場に係る緊急防災・減災事業債及び別府公園に係る緊急防災・減災事業債、目4、臨時財政対策債は、普通交付税で基準財政需要額に算入されたものについて起債したものです。

目5、教育債は、小学校施設改修事業債及び中学校耐震補強等事業債、64ページ、目6、総務債は、千里丘四丁目用地買収事業債です。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、2億6,428万8,484円であり、その内訳は、繰越事業充当財源が8,270万7,260円、平成23年度決算剰余金が1億8,158万1,224円となっています。

続いて歳出ですが、70ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものは、節1、報酬のうち、総務課分及び節7、賃金のうち、非常勤職員等賃金、総務課分は、摂津市史編さん事業に係るものです。

72ページ、節11、需用費のうち消耗品費総務課分は、印刷用紙などです。

74ページ、節12、役務費のうち通信運搬費総務課分は、市政功労者栄典表彰事業に係る筆耕翻訳料などです。

節13、委託料は、市例規集委託料など、節14、使用料及び賃借料は、パソコン等借上料などを執行しています。

節18、備品購入費は、庁内印刷事業に係る庁用器具費です。

76ページ、節28、繰出金財政課分は、子ども手当に係る水道事業会計への繰出金です。

目2、文書広報費の主なものは、節12、役務費で、市全体の郵送料などです。

78ページ、目3、会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費です。

目4、財産管理費は、庁舎や市有財産などの維持管理経費を執行しています。

82ページ、目7、公平委員会費、目8、固定資産評価審査委員会費は、各委員の報酬及び事務経費です。目9、電子計算費は、住民情報システムなどに係る経費を執行しています。

88ページ、目16、財政調整基金費から、90ページ、目17、公共施設整備基金費、目18、減債基金費及び目19、土地開発基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものです。

項2、徴税费は、目1、税務総務費から、92ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に係る経費を執行しています。

次に、96ページ、項4、選挙費は、目1、選挙管理委員会費から、98ページ、目4、衆議院議員総選挙費で、委員の報酬、市長選挙及び衆議院議員総選挙などに係る経費を執行しています。

100ページ、項5、統計調査費は、目1、統計調査総務費から、目2、基幹統計調査費で、統計に係る一般事務経費や各種統計調査などの統計法に基づき実

施した、基幹統計調査に係る経費を執行しています。

102ページ、項6、監査委員費は、目1、監査委員費で、委員の報酬及び事務経費を執行しています。

次に、162ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、市営住宅管理運営経費を執行しています。

次に、172ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、防災対策に係る経費を執行しています。

次に、208ページ、款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ375万6,354円の増額となっています。

目2、利子では、前年度に比べ、4,901万3,115円の減額となっています。

210ページ、款12、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、757万9,606円を充当しています。その内容は、款2、総務費、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費で、弁護士費用等の訴訟委託に151万2,000円、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費で、弁護士費用等の訴訟委託に10万5,000円、款8、消防費、項1、消防費、目2、非常備消防費で、退職消防団員に支給する報償費に460万2,802円、目4、災害対策費で、防災活動による時間外勤務手当及び特殊勤務手当に63万2,504円、款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費で、弁護士費用等の訴訟委託料に72万7,300円を充当しています。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、

市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金、権限移譲交付金のうち1,447万2,000円は、平成24年度に大阪府から移譲を受けた14事務に係る権限移譲推進特別交付金でございます。

48ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係る事業委託金でございます。

50ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、人権女性政策課で、一般寄附金を収入いたしております。

54ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、雑収入は、秘書課分として広告掲載料は市広報紙及びホームページに広告を掲載いたしました収入でございます。

人事課分といたしまして、退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般部局と水道事業会計との勤続年数で案分し、精算したものでございます。

派遣職員給与等負担金は、大阪府後期高齢者医療広域連合との派遣職員の取り扱いに関する協定書に基づき、当広域連合より派遣職員の給与等を負担いただいたものでございます。

臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、事務処理上市が一括して保険料を支払うことに伴い、対象者から個別に徴収しました掛金を収入したものでございます。

なお、雑収入には、ほかに人権女性政策課に係る収入がございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算につき

ましては、決算概要24ページの給与費決算額調書に記載いたしましております。

平成24年度に支出いたしました給与費の総額は、56億5,814万3,722円で、前年度に比べ0.2%、1,235万7,104円の減少となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬で2億9,190万7,051円、給料で22億6,436万9,324円、職員手当等で22億5,470万6,846円、共済費で8億4,716万501円の執行となっております。そのうち報酬では、前年度に比べ0.8%、232万1,718円の増加となっており、これは中学校部活動振興相談員を初めとする、教育指導嘱託員を増員したことが主な要因でございます。

給料では、前年度に比べ2.9%、6,708万7,873円の減少となっており、これは退職不補充等による職員数の減が主な要因でございます。

職員手当等では、前年度に比べ5.4%、1億1,606万2,102円の増加となっており、これは退職手当が7億2,704万1,358円の執行で、前年度に比べ25.8%、1億4,927万4,505円の増加となったことが主な要因でございます。

なお、平成24年度の退職手当支給者は33名で、前年度に比べ6名の増加となっております。

共済費では、前年度に比べ7.0%、6,365万3,051円の減少となっており、これは平成23年度に見直しがございました地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金率の引き下げが主な要因でございます。

次に、人件費以外の主な内容を、一般会計歳入歳出決算書により、ご説明申し

上げます。

まず、決算書70ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報償費では、人事課分として、職員研修の講師費用を支出したものでございます。

72ページ、需用費及び74ページ、役務費につきましては、市長公室全般に係ります業務執行上の必要経費を支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し、執行したところでございます。

同じく74ページ、委託料につきましては、秘書課分として秘書派遣料を、人事課分として、職員採用試験、係長級昇任試験の試験問題作成等委託料、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、人材育成のために実施している管理職養成等研修委託料などを執行したものでございます。

76ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、秘書課にかかわります各市長会負担金、人事課にかかわります職員厚生会補助や職員自主研究グループ補助金、専門能力開発向上事業に係る各種職員研修負担金でございます。

同じく76ページ、目2、文書広報費では、秘書課分の主なものとしまして、広報せつつの発行及び配布等に係る経費のほか、ホームページ保守・管理経費などを執行したものでございます。

80ページ、目5、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費で、その主なものとしまして、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会委員報償金や観光あるき実行委員会負担金等を執行したものでございます。

次に84ページ、目11、女性政策費につきましては、男女共同参画計画推進のため、市民に参画いただいております

女性政策推進市民懇話会に係る経費、男女共同参画社会を目指すための啓発誌の発行等に要した経費でございます。

また、目12、男女共同参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつにおける相談事業や講座開催、せつつ女性大学の開催等に係る経費でございます。

88ページ、目15、諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。

そのうち主なものとしましては、委託料で平和のつどい委託料、負担金、補助及び交付金で、摂津市人権協会補助金、大阪府人権啓発・人材養成分担事業分担金を執行いたしております。

最後に222ページ、(4)出資に係る権利でございますが、公益財団法人大阪人権博物館において、各団体からの出捐金により構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の権利につきましても、当該出捐割合に応じ、39万4,983円が減少し、年度末残高が20万1,017円となったものでございます。

一般財団法人アジア太平洋人権情報センターにおいても同様の理由により、8万5,909円が減少し、年度末残高が124万8,203円となったものでございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 熊野消防長。

○熊野消防長 認定第1号、平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書36ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置

許可等及び検査手数料、保安3法設置許可等及び検査手数料、り災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

40ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

48ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入の消防団員退職報償費は、消防団員20名分の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道の救急出動に係る交付金でございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、決算概要126ページから130ページにかけ、記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書166ページをお開き願います。

款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費、節7、賃金は、臨時職員1名分の賃金でございます。

節9、旅費は、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費等でございます。

節11、需用費は、消防活動上必要な物品、活動服等貸与被服の購入及び緊急情報システム交換部品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等、維持管理経費でございます。

節12、役務費は、一般加入回線、専用回線、携帯電話等の通信運搬費、消防活動用高圧ガスボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料等でございます。

168ページ、節13、委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理委託、緊急情報システム等保守管理委託及

び職員特別健康診断委託等でございます。

詳細につきましては、事務報告の403ページ、424ページ及び428ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げ等でございます。

節18、備品購入費は、機械器具費として消防ポンプ自動車シャシ、高規格救急自動車、高度救命用資機材、消防器具費として空気呼吸器用高圧空気ボンベ購入に係る経費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金、消火栓新設修理負担金及び救急救命士等の養成等を初め、職員の教育派遣に係る負担金並びに救急安心センター運営に係る負担金等でございます。

次に、170ページ、目2、非常備消防費、節1、報酬は、347名の消防団員報酬でございます。

節8、報償費は、20名の消防団員退職報償金等でございます。

節9、旅費は、火災出動旅費延べ44名分及び訓練、歳末非常警戒並びに消防出初め式等出動に係る費用弁償でございます。

節11、需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ積載車22台、小型動力ポンプ22台の維持補修等の経費でございます。

節18、備品購入費は、小型動力ポンプ3台の購入に係る経費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金及び消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算

内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

順次お願いします。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

新人議員の中川です。初めての決算審査なので、本当に緊張して不慣れでございますが、よろしく願いいたします。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、決算概要34ページ、経常収支比率に関連してですが、財政構造の弾力性の目安とされる経常収支比率の推移に関連して質問します。

おおむね70%から80%が望ましいとされている中、平成8年度から7年連続で100を超え、平成14年度には全国ワースト2の108.9になったところ。森山市長就任後財政の健全化が進み、平成21年度には92.8まで下がりましたが、それ以降は再び悪化の一途をたどっており、平成24年度にはついにまた100を超えてしまいました。これは市財政の硬直化が再び進んでいることを示すものであると理解します。

経常的な収入で、経常的な収支が賄えなかったという異常な状態であると言えます。

さらに、摂津市中期財政見通し、2ページの平成25年10月試算値決算ベースでは、平成26年度以降は財源不足が見込まれています。

今後さまざまな新規事業もメジロ押し状況であると思いますが、今後の財政状況の展望をお教え願います。

次に、決算概要42ページ、非常勤職員等雇用事業の非常勤職員等賃金について、市では職員数適正化計画のもと、アウトソーシングと市民雇用の促進をあげ

てさまざまな取り組みを行ってこられたと思います。

その一つとして、この臨時非常勤職員の活用があるのだと思います。平成7年度には904人いた職員は、現在おおよそその3分の2程度になっていると思いますが、人件費には含まれることのない非常勤職員等賃金も厳密には人件費でないものの、人件費的な経費であると考えて議論することが妥当であると考えます。

人件費の総額の抑制と、抑制を行う観点から、臨時職員や非常勤職員の賃金といった影の人件費とも言えるこの経費を含めると、総額としてふえているのか、減っているのか、人数的にはどうかということも含めて、お教え願います。

次に、決算概要130ページですが、消防総務課消防団活動事業の非常備消防費の中で、費用弁償が540万9,220円となっておりますが、主な用途をお教え願います。

それに基づき、事務報告書の404ページでは、消防団員数が条例定数410人に対して388人と22人欠員となっております。その状況に対しての問題点の認識はどのようにお持ちなのか、お教え願います。

また、消防職員数も条例定数93人に対して89人と4人欠員となっております。交代で変則勤務を行う消防職員にとって、人員の欠員は市民の命に直接影響を及ぼすものであると思います。そもそも定年退職者は予想できるものでありますので、当然退職者の補充のために採用試験は実施されてきたと思いますが、それ以上に突発的な退職者が出たということでしょうか。理由をお教え願います。

それに関連して、事務報告書422ページの、管轄別警戒出動状況ですが、管轄外応援の2件の火災で吹田市に応援に行っ

ておられますが、どのような状況のときに市外からの応援連絡が入るのか、市の境界で近接しているからなのか、お教え願います。

次に、摂津市一般会計歳入歳出決算書の96ページですが、市長選挙費で当初予算額が2,695万円が、補正予算で733万9,000円減額されていますが、減額の理由をお教え願います。

次に、図説摂津市財政平成24年度決算の5ページの市税決算額の推移ですが、個人市民税は過去3年で見ても、前年に比べて2億1,700万円の増加になっていますが、増加の要因をどのように分析しておられるのか、お教え願います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 それでは、経常収支比率に関するご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、100%を超えるということで、これは経常的な収入、これが分母になります。その分母が税を中心に積算されまして、分子がいわゆる経常的に支出される費用、一番大きいのは人件費でありますとか、公債費でありますとか、扶助費、いわゆる義務的経費が分子になっております。これが100%を超えるということは、財政の弾力性に欠けると、いわゆる経常的な収入で経常的な支出を賄いきれない、ゆえに投資的な経費に回す費用がないというような形で評価されるものでございます。

それで、今後の財政状況というお話でございましたが、中期財政見通し、今予算編成に合わせて提出させていただいています。これをごらんになっていただきますと、平成26年度以降、財源不足が生じてまいります。31年度に基金を取り崩して、累積赤字額が28億2,700万円になるという積算をいたしており

まして、これが分母が標準財政規模とい
いまして、いわゆる一般的に言われる財
政の実力、これが摂津市では180億を
超えている程度でございます。これの2
割を超えますと、いわゆる財政再生団体
になります。180億の2割としますと、
36億になる形になっております。

今回、積算させていただいています平
成31年度の累積赤字額は28億2,7
00万円でございます。財政再生の一步
手前が早期健全化団体、これは現在府内
では泉佐野市が該当いたしておるところ
なのですが、これに該当する累積赤字、
その早期健全化の指標というのは、標準
財政規模の12.58%に当たる数字で
ございますので、これを計算しますと約
22億になりますので、28億2,70
0万円というのは、ここの時点でいわゆ
るその早期健全化団体に指定され、これ
で非常に厳しい財政健全化計画を作成す
るといような団体になるということで
ございまして、こういう見通しがござい
ますので、現在4次行革が進行中でござ
いますが、今年度に第5次行政改革を策
定いたしまして、このような累積赤字に
ならないような財政運営をしてまいりた
いと考えております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 非常勤職員にかかわり
ますご質問にご答弁申し上げます。

非常勤職員に係ります賃金も、人件費
ではないかということのご指摘と、その
部分の中身についてでございますけれど
も、定員管理上の正規の職員数が10年
前で見ますと、非常勤職員との比率なん
ですけれども、8対2と、正規の職員が
8、非常勤職員が2という、おおむねそ
ういふ数字でございました。現在は、こ
れが6対4程度にまで、非常勤職員の数
がふえているという状況にあります。

この間の人件費と賃金の推移なんです
けれども、賃金につきましては、おおむ
ね2倍にふえておるんですけれども、人
件費に関しましては、職員数の減少、先
ほどもおっしゃられてました900人か
ら650人ぐらいですから、その部分の
減少と、あと人事院勧告等々に基づきま
す削減もございますので、そのあたりで
おおよそ33%程度減額ということになっ
ておりまして、金額的に見ますと、先ほ
ど市長公室長のほうからもございました
56億円で、この決算概要のほうでは非
常勤職員等の賃金が8,100万円とい
うことですので、ボリュームといいま
すか、その影響ということにつきましては、
非常勤職員の賃金による人件費
の上昇といいますか、圧迫といいますか、
そのあたりは軽微であるというふう
に考えておりますけれども、この比率でござ
います。この比率がどうなのかという
ところでは、やはり少しふえている部分
があるというふうには認識しております。

ただ全国的に見ても、全国の市町村で
の比率というのが30%を超えていると
いう現状もございまして、多い市では5
割を超えているという市もあるの
も事実でございます。

ですから、そういった意味でうちが4
割弱ほどなんですけれども、そういう状
況にあるということなんですけれども、
今後この非常勤職員が担っていただい
てる業務そのものを、まだまだアウトソー
シングで実施できる部分がござい
ますので、このあたりも踏まえ、そのア
ウトソーシングを実施することで、この
比率ということを少し改善していきたい
というふうには思っております。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問のあり
ました消防団の費用弁償の件、それと、

事務報告書に記載しておりました団員数と職員数の件につきまして、ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、消防団の費用弁償の件でございますが、消防団員に対します費用弁償につきましては、摂津市消防団条例、これに基づきまして、火災の場合で1回3,000円、災害の場合で、災害の警戒の場合で2,000円、訓練で2,000円、その他の出動で2,000円というふうに支給をしております。

お問い合わせの内容ですけれども、平成24年度につきましては、火災出動で延べ44名、各種訓練や歳末非常警戒、このような出動に係る出動で延べ2,625名の出動に対して支払いをしております。

続きまして、消防団員数につきましては、ご答弁をさせていただきます。消防団員の定数につきましては、平成24年度末で定数410名を定めております。この内訳といたしましては、基本消防団員が360名、それと消防事務の範囲を限定して任用するという機能別消防団員、こちらで50名、計410名を定めております。

基本団員の定数の基本的な考え方といたしましては、現在、各分団のいわば慣例的な配置目標人数を定めておりまして、自動車分団で10名かける4分団で40名、その他の分団につきましては、12名かける25分団で300名、そして本部の要員としまして5名、これで345名になると思いますが、この人数を配置目標人数としております。

また、全団員数の現況と地域の実情によりまして、各分団においてプラス2名程度は許容するというところで運用をいたしております。

平成24年度末で、消防団員は347名になりまして、基本団員の360名の

条例定数からマイナス13名というふうになります。条例定数を360名としているということは、各分団の事情で人員の入れかえ等がございます場合に、退職を予定されてる団員さんで知識の豊富、技術の豊富な団員さんに1年、2年残っていただいて、新しく入団された団員さんに、その知識なり技術を伝承して、新旧の団員がオーバーラップしてでも活動できるようにということで、定数に余裕を持たせているというのが現状でございます。

それから、消防団員の確保については、現在のところ地元のコネクションに頼って、欠員補充という形をお願いをしております。しかし、昨今地元分団長あたりからは、若手の世代が親元地元を離れていってしまうために、団員の確保が非常に困難ということの悩みを聞くことがございます。

平成20年の3月に、中堅の消防団員が中心となりまして、消防団活性化総合計画というのを策定されました。その中で、消防団人づくり計画というテーマがございまして、消防団ご自身、地元の問題として消防団員確保に対する施策もそこで記載もされております。

現に地域の自主防災訓練などでは、消防の防災リーダーとして、消防団の皆さんに活動もしていただいておりますが、地域住民と消防団員が互いに理解して、より強い信頼関係を築くことで、団員確保もスムーズにいったって、消防団が活性化するのではないかとこのように考えております。

続いて、消防職員数につきましては、総務省消防庁の告示で消防力の整備指針というのがございます。これは市町村が消防力の整備を進める上で、目標、整備目標として定めるものとして指針とされ

ております。

しかし、この指針どおり配備、整備できているというのは、やっぱり東京消防庁とか、大阪消防局の大規模消防のところでございまして、それ以外の多くの消防本部では、この指針どおりの数値的な充足率をクリアしているところはほとんどございまして、本市を含め多くの消防本部、自治体では、あくまで国が示す整備目標ということで、各自治体が創意工夫を凝らして、車両の乗りかえであるとか、人員の兼務等で、市民からの消防ニーズに応えるため、消防職員を配置しているところでございます。

本市消防における消防職員の条例定数93名につきましては、現状の市勢を反映した配置数であると認識をしております。

現在実員数につきましては、市全体で職員数の適正化計画が執行される中で、消防職員につきましては、条例定数の上限まで配置いただいているというのが現状です。

お問い合わせの定数と実員の差につきましては、平成24年2月と25年3月に早期退職、早期希望退職者があったために、差が出てしまったもので、本日現在では92名の配置をいただいているところでございます。

○野口博委員長 松方局長。

○松方選挙管理委員会事務局長 選挙の予算からの減額があったということで、ご説明でございますが、平成24年度の市長選挙においてから、選挙管理委員会の中で業務の改善を行いまして、特に開票の従事に当たりましては、職員の方については、若い職員に従事させていただくのと同時に事前に講習等を開きまして、時間の短縮を図ってきたところでございます。特に職員手当につきましては、2

40万円ほど、それからポスター掲示場については入札をするようにいたしまして、140万円ほどが削減することができました。

また、市長選挙として候補者の予定でございましてけれども、前回は2名ということでありましたが、大体4名程度の予定をしております、その場合に選挙公営制度の交付金というのがございまして、これについても140万円ほどの削減ができた、等々ございまして、トータルで700万円ほどの減額ができたというところでございます。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本警備課長 吹田市の管外応援、火災2件について、お答えいたします。

吹田市の管外応援出動についてでございますが、1件は平成24年5月13日に吹田市岸部南で発生した飲食店の火災で、ダクトから火炎が出ているとの吹田市の消防本部の無線を傍受し、味生出張所から1隊が応援出動しましたが、到着時には既に火炎もおさまっており、すぐに引き揚げた事例でございます。

もう1件は、平成24年9月12日、吹田市千里丘下で発生した一般住宅火災で、千里丘出張所から1隊応援出動し、床板の若干の損傷がありましたが、既に鎮火していた事例でございます。

こちらのほうは、携帯電話からの通報でありまして、摂津市消防本部へ入電され、火災の発生が吹田市であったため、吹田市消防本部に119番を転送し、本市が火災を覚知し、出動したものでございます。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 少し訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど私、非常勤職員の賃金、決算概要の人事課所管分で8,100万円とい

うことで申し上げたんですけれども、全体では7億7,700万円ということで、訂正のほうよろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 和田課長。

○和田市民税課長 それでは、個人市民税の増加要因について、ご説明いたします。

総務省の市町村普通会計決算概要速報に基づく全国的な傾向に、摂津市の個別要因を加えまして、ご説明させていただきます。

個人市民税につきましては、対前年比2億1,729万7,461円の増、プラス5.5%の41億6,044万5,818円の決算となりました。

全国ベースでは年少扶養控除等の廃止に伴う課税ベースの拡大により、3.8%の増となっております。率にいたしまして1.7%、額にして6,700万円の乖離が生じております。

その要因につきましては、平成23年3月に入居が開始された南千里丘地区の大規模マンションによる納税義務者の増加と分析をしております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 2回目の質問をさせていただきます。

経常収支比率に関しては理解いたしました。これからも注視していきたいと考えております。

次に、非常勤職員等雇用事業の非常勤職員等賃金についてですが、考えを言わせていただきます。

常勤の職員数を抑制したい余り、臨時職員や非常勤職員といった非正規雇用を多用する傾向は、雇用される側にとっては近年社会的に問題となっているワーキングプアの問題とも関係があるはずですが、

人件費が少ないほうがいいに決まっているのですが、常勤の職員を配置すべき

職場に臨時職員や非常勤職員を配置していたり、常勤職員でなくてもよい業務に常勤職員が配置されるなどの状況は望ましくないはずであります。安易に非正規雇用の労働力に頼ることは避けなければならないと思います。

臨時職員や非常勤職員が増加すればするほど、さまざまな場面で常勤職員への負担は増大していると推測いたします。そのあたりの見きわめをきちんとした上で、バランスのよい雇用をしていただければと思います。これは要望させていただきます。

次に、消防関連のことなのですが、理解いたしました。その中で、消防職員及び消防団の方々は災害時には最前線で市民の生命と財産を守ってくださる方々です。適切な人員、適切な配置を常時考えていただきたいと思います。

また、日ごろから市民とふれあい、親睦、交流をなお一層図っていただき、非常時のときに円滑に対応していただけることを切に願います。これも要望です。

次に、摂津市の市長選挙の当初予算額の減額の件ですが、前回の平成24年9月の市長選挙では、投票率が30.45%でしたが、この結果をどのように認識されておられますでしょうか。

十分な新聞・マスコミ広報、宣伝、啓発、周知など、投票率向上の取り組みをされてこられましたでしょうか。お教え願います。

次に、摂津市財政の市民税の件ですが、今お話しいただいたその増加分というのは、南千里丘地区の入居が開始されたということですが、この入居がまた終わった後、また個人市民税も下がっていくということを考えると、抜本的な何かその住民を摂津市に入居してただける、そういうふうな政策が必要だと思ひます

が、その辺のこれからの展望をお聞かせ
いただきたいと思ひます。

○野口博委員長 松方局長。

○松方選挙管理委員会事務局長 市長選
挙の投票率が低いということについてで
ございますけれども、投票率が低いこと
に対しての考え方につきましては、我々
としましては、広報紙への掲載、啓発チ
ラシ、それから選挙公報の全戸配布、公
用車、またはパッカー車等の巡回する際
の広報も合わせて、本館の庁内の放送、
市内のスーパーのご協力をいただきまし
て、啓発の物品を配布するなどさせてい
ただいているところでございます。

ただ、選挙の盛り上がりというものに
つきましては、単に選管が行います啓発
活動だけではなくて、立候補者の数であ
りますとか、候補者が有権者に訴える政
治信条ですか、選挙公約とか、政治公約
というものが大きくかかわってくると思
っております。

しかしながら、有権者に投票していた
だく必要性を訴えていくということは、
引き続き選挙管理委員会としてはしてい
かなければならないというふうに思っ
ておりますし、PRも継続して、いろん
な手法を検討しながら、行ってきたい
というふうに考えております。

これからも選管事務局としては、いろ
いろと知恵を絞って、投票率が上がるよ
う、努力をしてまいりたいと考えており
ます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、市民
の定住についての質問について、お答え
させていただきます。

先ほど、和田課長から、一時的に南千
里丘の入居によって生産年齢人口が上昇
して、市民税の増があったという説明が
ございましたけれども、やはり今後も、

今後こういった入居者を摂津市にずっと
住み続けていただくということを考えて
いくことは非常に重要なことだというふ
うには認識しております。

南千里丘のほうも一時的な増加がござ
いましたけれども、近年の傾向といたし
ましては、やはり全国的な傾向もござい
ますが、本市でも少子高齢化が進み、生
産年齢人口の減少、こういった傾向がご
ざいました。

特に平成17年度の国勢調査と平成2
2年度の国勢調査の数値を調査してみま
すと、やはり高齢化、65歳以上の高齢
人口、この比率がこの5年間で急激に上
昇しております。その一方で、人口自体
の総数は減少しております、これから
も生産年齢人口が減少しているというこ
とが伺えるかというふうには思っており
ます。

そのため、今後こういった形で市民の
定住を図っていくのかというところを考
えていく際に、総合計画の際に摂津市の
人口移動に関するアンケート、この調査
をさせていただきまして、転出者がどう
いった理由で他市に転出しているのか、
それと同時に、転入者がどういった理由
で摂津市に転入していただいたのか、こ
ういうふうなアンケートをさせていただ
きまして、それぞれの要因の分析をさせ
ていただいたところで。

このときのアンケート結果によります
と、住宅環境自体のことを要因とあげて
いただいている方も多数おられまして、
これにつきましては市でどうこうできる
ものではない部分が多いかとは思って
すけれども、それ以外にも、やはり住宅
周りの環境でありますとか、子どもを生
み育てる環境、このあたりを重視されて、
転入してきた、もしくは転出されたとい
うふうな結果が出ておりました。

こういったところを踏まえまして、やはり子どもの環境、これの整備が必要であるというふうに考えております。

特に転出者の状況を見ますと、世帯人数でいいますと、3人以下の世帯の方、これが8割を占めており、この結果からも、夫婦と就学前のお子さん、こういった方が転出されていることが多いというふうな結果を得ております。

そういったことから、子どもの環境、来年度の予算編成方針で、こういったところを重点的に予算編成をしていくというふうなことを掲げておりまして、今後それを踏まえて市民の定住を図っていききたいというふうに考えております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 市長選挙の件ですが、この前の参議院選挙からネット選挙が解禁になったというふうに言われております。こういうソーシャルネットワークを使った啓発周知活動もしていただき、1人でも多くの民意を取り上げていただきたいと思っております。これは要望です。

それと、個人市民税の件ですが、私はこの人口問題というのにすごく関心を持っています。今、第4次総合計画では平成32年度には8万人前後ということは、今少子化が叫ばれている中、ゆゆしき問題だと認識しております。

これからもその住居をどうするか、個人市民税というのは、やはり市民の方がいるから税金がいただけるということだと思いますので、その辺の人口減少という問題も含めて、注視していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

初めての決算審査でもありまして、不慣れな点もございますけれども、よろしく

お願い申し上げます。

それでは、全て決算書に基づいて、12点にわたりまして、ご確認をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、72ページになります。需用費の消耗品費のことについてでございますけれども、消耗品費について、平成23年度と比べますと、わずかでありましてけれども費用が増加をしております。

経費節減及び省資源の点から、その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

続いて2点目、74ページになります。委託料の管理職養成等研修委託料の件でございますけれども、平成24年度の研修について、どのくらいのサイクルで、どのような内容に取り組みされたのかをお聞かせいただきたいと思っております。

続いて3点目、同じく74ページの使用料及び賃借料のパソコン借上料の件でございます。平成24年度何台のパソコンを対象にした借上料であるのか、また、配置数については適正であったのか、その内容をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして4点目、78ページになりますけれども、財産管理費のうちの光熱水費でございますけれども、平成24年度は23年度よりもやや下回っております。具体的にどのような内容が大きなウエートを占めていたのか、また、光熱水費の節減について、どのような取り組みを行ったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

同じく5点目、78ページ、財産管理費の委託料、庁舎樹木等管理委託料の件についてでございます。この管理委託の具体的な内容について、お伺いしたいと思います。

続いて6点目、80ページ、財産管理費、委託料のうちの公有財産情報デジタル化というところがございます。支出内容は高額になっておりますけれども、どのような取り組みであったのか、また、どのような点でメリットがあったのか、お聞かせいただけたらと思います。

続いて7点目、同じく80ページの財産管理費、備品購入費の機械器具費でございますけれども、電気自動車2台の購入という内容でございましたけれども、1台当たりの実質の購入費用とそれに関連する設備また具体的にどのような分野で活用されているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に8点目、82ページ、電子計算費の住民情報システム保守委託料及び住民情報システム借上料についてでございます。それぞれの費用も高額で、保守に関しては借上料とかわらないという金額でございましてけれども、その内容について、お聞かせいただきたいと思ひます。

続いて9点目、170ページになりますけれども、需用費の消耗品費でございます。消防団活動管理事業としてライフジャケットの配給が行われました。これをどのように活用及び配付をされているのか、また、101着という数字はどのような根拠があり、その数は現状の消防団員の人員から見て適正であったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

続いて10点目、172ページ、災害対策費、需用費の消耗品費のことでございます。避難所への非常食や飲料水を購入されておりますけれども、現状何人分を、平成24年度の予算では何人分を何日分考えておられたのか、また、現状と5年計画でございまして、その展望について、お聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして11点目、同じく172ページの災害対策費の委託料の件ですけれども、一つは避難マニュアルの委託料及び学校屋上のヘリサインのことについてでございます。

一般質問でも一部お伺いしたのでございますけれども、もう一度ハザードマップの活用状況及び学校屋上のヘリサインの現在までの設置状況をお伺いしたいと思ひます。

最後に12点目、174ページ、災害対策費の工事請負費のうちに、防災ベンチの設置工事というのがございます。これは千里丘と別府の公園に設置をされたとお伺いしております。災害時の炊き出しのかまどとして使用できる防災ベンチでございますけれども、1脚当たりの工事費用は幾らであったのか、また、その商品の費用対効果はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

以上12点、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 需用費の消耗品について、増加の件でございましてけれども、総務課のほうでは市史編さんを平成23年度から所管をしております。

平成23年度までにつきましては、市史編さんに関連します予算につきましては図書館費、図書館総務費、需用費、消耗品費、こちらに計上いたしてございました。その額が28万1,244円で、もともとの総務本体の分が49万7,924円と、この合算されました52万5,816円、これと比してということでございますので、単純に申し上げますと市史編さんの分の消耗品が24年度から総務費のほうに移りましたので、その分の差額が増というところでございます。

なおこの500万円の数字についてで

ございますけれども、主には加除式図書、特に日本法規でありますとか、法令関係の図書が約150万円、それから市内印刷の印刷用紙でございますが、これが大体220万円ほどを占めております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 管理職養成等の委託料について、ご答弁申し上げます。

この委託料につきましては、創造的人材育成事業として執行をさせていただいているものでございまして、創造的人材育成事業といいますのは、市職員として求められる能力・資質向上のために、経験年数また職階、これらに基づいて研修というものを実施させていただいております。

したがって、名称が管理職ということになっておりますけれども、管理職だけを対象としているものではなくて、新規の採用職員にはまず接遇であったり、仕事の進め方といったような研修を実施させていただいておりますし、2年目から3年目の職員に対しましては、主に自治法を中心としました法務能力の向上のための研修を実施させていただいておりますし、また、5年目から10年目の職員につきましては、それぞれの職員がみずから、もう少し勉強しないといけないことであったり、少しこの部分が弱いと、そういったことをみずから選択して、幾つかの研修の中からそういったことを選択して、受講するというような研修を実施しております。

それ以外に、係長級を対象としたもの、課長代理、課長を対象としたもの、また、人事評価制度、そういったものの研修ということで実施をさせていただいているものでございます。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 情報政策課所管分

の質問2点につきまして、ご答弁申し上げます。

まず1点、使用料及び賃借料のパソコン等借上料につきましては、平成20年度に情報系パソコンが老朽化して、作業効率が悪い、また、国から送られてくるソフトが起動しない等の問題が発生しましたことから、3年間にわたり老朽化したパソコンの入れ替えをさせていただきました。

年度別の購入台数は、平成20年度、平成21年度に170台ずつ、平成22年度に86台を購入させていただきました。

また、平成22年度には財務会計用プリンターの入れ替えを行いました。これらのリース代に当たるものでございます。

もう1点、住民情報システム保守委託料及び住民情報システム借上料についてでございますが、住民情報システム保守委託料は住基、税、国保、介護保険等業務系システムの保守委託料が主なものでございます。内訳としましては、業務ソフトウェア1,616万円、システムサポート費用が3,186万円、ハードウェア保守費用が870万円等の合計といたしまして、6,445万円となっております。

ほかに帳票作成、封入、封緘作業委託料といたしまして651万円、バースター保守委託料24万3,000円等を含めまして、住民情報システム保守委託料としまして合計7,997万9,746円となっております。

一方、住民情報システム借上料は、平成20年度にオープンシステムへ移行をさせていただきました。イニシャルコストに当たります構築に係る借上料といたしまして、システム導入費が3,830万円、サーバー端末等ハードウェアが2,

729万円、ソフトウェア導入費が706万円、これらの合計額としまして、8,771万1,616円となっております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 防災管財課に係ります6点について、お答えさせていただきます。

まず1点目の光熱水費についてでございますが、平成24年度の庁舎にかかわる光熱水費につきましては、総額3,749万5,287円が総額でございます。そのうち電気料金、ガス料金、それから水道料金がございます。

電気料金につきましては、節電の観点、それから平成23年3月に発生しました東日本大震災以降原発の停止に伴って、全国が電力不足になったことから、平成23年の夏と、それから冬にセツツ電隊を結成し、また24年度には計画停電が危惧され、スーパーセツツ電隊を結成して、その後も節電対策に努めてまいりました。

続きまして、庁舎管理、樹木管理委託料についてでございます。庁舎の樹木管理委託につきましては、庁舎前とそれから駐車場の剪定委託、この二つに分かれますが、庁舎樹木管理委託につきましては、364万3,500円の委託料としてございます。庁舎管理樹木管理の内容としまして、樹木管理として剪定年に1回、消毒年2回、それから施肥を年1回、補植を随時行うこととしてございます。

また緑化管理としまして、プランター10基、丸プランター12基、バスケットフラワー12基を年4回の花の植えかえ、それから補植、施肥は随時行うこととしてございます。

また、中央環状線沿いの花壇の管理にしましても、花の植えかえを年3回、補植や施肥を行って、庁舎の全体の緑化推

進に努めております。

続きまして、市有財産管理事業にございます公有財産情報デジタル化委託料4,268万5,230円の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本委託は緊急雇用創出基金を活用しまして、紙ベースでございます公有財産データを電子化、それから、公有財産管理台帳システムを導入し、公有財産の適正化と有効化を目的とするものでございまして、平成24年6月18日から25年3月22日までの間を委託期間としまして、株式会社パスコで行ってございます。

公有財産管理システムは、各課作成されておりました公有財産台帳や、それから建物台帳、そのほか施設管理者が管理しております財産台帳を統合するもので、同時にその基礎資料となります土地や建物の登記情報を整理したり、貸付や借地の契約書などの情報化、また、建物の情報や構造、建築年、建築価格などを入力したデータを構築してございます。

また、整理の過程で各管理者に照会を行いまして、公有財産の確認を行っており、これらのデータを地図情報からも検索が可能となっております。

続きまして、備品購入費に係ります電気自動車の導入について、お答えさせていただきます。

車両管理事業の機械器具費としまして、電気自動車2台を補助金を差し引きますと全体で879万5,480円で2台分の購入費でございますが、クリーンエネルギー自動車等促進対策補助金としまして156万円が補助金としておりますので、差し引きますと723万5,480円が2台分の購入費となっております。

これは、管理しております車両として、庁内で必要な車両を一元的に管理できる

車両の購入でございまして、主な目的としましては、市長車並びに議長車を含めて、他部署からも使用できるような活用運用を行ってございます。

続きまして、災害対策事業に係ります非常食の備蓄の現状と目標について、ご説明させていただきます。

本市が非常食を備蓄しております現状につきましては、平成25年度4月現在でホットぐるべんが1,440食、乾パンが1万2,792食、アルファ化米が1万335食、合計2万4,567食を備蓄してございます。

また、飲料水につきましては、平成23年から5年間をかけて、避難所となる小・中学校のほうに分散配備を行っておりまして、500ミリリットルのペットボトルが7,200本備蓄されてございます。

目標数でございしますが、大阪府の地域防災計画の関連資料集のほうに、大阪府の地震想定被害に基づく備蓄の考え方についてということで、市町村別の重要物資の目標量が示されてございます。

摂津市におきましては、アルファ化米1万1,328食、高齢者食としまして227食の計1万1,555食となっておりますが、それと比較しますと、1万3,000食余りを上回る備蓄を行ってございます。

続きまして、同じくボートの購入につきましてですが、現在市が保有しておりますボートにつきましては、消防署で保有されております5台と、防災管財課で保有しております中環高架下に1台、ボートを保有してございます。

24年度に新たに2艘のボートを購入しまして、浸水深の大きい鳥飼小学校や味生小学校に配置してございます。

ボートの仕様は、6人乗りの手こぎボー

トで、ライフジャケット大人用が6個、子ども用が2個、浮き輪2個が配備されてございます。

続きまして、同じく災害対策事業の中の需用費、ハザードマップの活用について、ご説明申し上げます。

ことし1月に配布いたしましたハザードマップは、平成23年に作成しました避難勧告判断伝達マニュアルに基づき作成したものでございまして、平成18年3月に作成しましたハザードマップを地区ごとに作成いたしました。

また、市から発令する避難情報の種類やお住まいの住居における判断、垂直避難等の考え方も加えてございます。

このハザードマップでは避難経路を示しておりませんが、これは市民の皆さんそれぞれが、どの道を通って避難していただくかを考えてもらうものとしてございます。

この考える過程で自治会や自治会ごとに安全マップ、地域マップというのをつくっていただくことが重要で、今後も市民の皆さんに啓発してまいりたいと考えております。

それと、ヘリサインの状況についてでございます。東日本大震災におきまして、全国から集まりました救助ヘリは、土地勘がなく避難所の場所がわからず、苦労したという報道がございました。

そこで24年度に市内の避難所となる小・中学校にヘリサインを設置しました。設置対象とした小・中学校は一中、二中、三中、三宅柳田小学校、摂津小学校、味舌小学校、別府小学校、鳥飼北小学校の8校でございまして、近々に屋上等の改修工事を予定されていないものということで、8校を限定してございます。

施工しました文字の大きさは、救助ヘリから視認できるものとしまして、一文

字が4メートルかける4メートルの二文字、三宅柳田小学校なら「三柳」というふうに表示してございます。

続きまして、防災ベンチ、工事請負費の防災ベンチ設置工事について、ご説明申し上げます。

防災ベンチ設置工事につきましては、別府とそれから千里丘というお話がございましたが、防災管財課の所管しておりますのは千里丘3丁目ということで、土地開発公社が保有しておりました千里丘3丁目の広場のほうを公社から買い戻し、その場所に防災機能を付加した整備を行ったものでございます。

千里丘防災広場には、通常いすの機能、災害時にはかまどの機能として利用可能なかまどベンチ4基を設置してございまして、基礎や、基礎工事や材料費などで1件当たり約45万円の経費がかかってございます。これは災害時に物資等が送られてきた場合に、地元の皆さんでかまどとして利用していただくものと考えてございます。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 それでは、消防団に貸与しておりますライフジャケットについて、ご答弁を申し上げます。

消防団に貸与しております安全装備品として、ライフジャケットを配備いたしました。これは基本分団で29分団、機能別分団で3分団でございます、計32分団に対して各3着、それと団長が1着、副団長が4着ということで、計101着となっております。

このライフジャケットの配備につきましては、東日本大震災で消防団員が確か250名を超える団員さんが殉職されたと記憶しておりますけれども、このことを受けて、本市では初めて、このライフジャケットの整備をいたしました。

ライフジャケットを各分団3着という数なんですけれども、消防の部隊活動における最少限度の数であるという認識はいたしております。

現在、消防団員に対しましては、安全のための装備品といたしまして、ヘルメット、現場外套、長靴を初め、防煙のマスクであったりとか、ゴーグルなど、貸与をいたしております。

今後も消防団員の安全管理を大きな、最大のテーマとして捉えて、安全装備品の適正な配備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

それでは、まず一つ目の消耗品の件でございますけれども、庁内や市民サービスに向けて、正確で迅速な情報伝達、共有のために、紙面を通じてのお知らせというのは大切なことだと思います。

しかしながら、経費節減や資源を守ることを考えていけば、できるところから書類等の電子化への取り組みも必要かと思えます。

その書類の電子化についての、取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

2点目の、管理職養成研修云々の件でございますけれども、管理職のみならず広くスキルアップのために取り組んでいただいている点、理解させていただきました。

研修も大切な項目ではあると思うんですけれども、今後の人材の流れを考えていきますと、例えば主査級以上の方の年齢のバランスはどのように配置されているのか、年代構成等を含めた多角的で重層的な適正配置を要望いたします。

続いて3点目のパソコンの借上料の件でございますけれども、具体的に内容がよく理解できました。

今後消費税が変わることもございますので、入れかえに当たってどのような経費節減に関しての取り組みを予定されているのか、例えば、現状ですと5%でございますけれども、銀行等の借入で税制改正前に一括購入をすることなどで節減をしていく等の取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

続いて4点目の光熱水費の件でございますけれども、震災を受けましての節電等の関連取り組み理解できました。今後も節電や節水の取り組みもあろうかと思っておりますけれども、例えば省エネ型のエアコン、照明のLED化、また太陽光発電等の取り組みを検討されているのかどうか、この点について、お聞かせいただきたいと思っております。

5点目の庁舎の樹木管理の件でございますけれども、内容を細かく理解できました。市庁舎の玄関前に5本のつり下げ型の花弁等が設置されております。非常に美しく心としますという内容であることから、過去には美観の顕彰も受けたことがございます。また、他市からの視察もございました。時折枯れていたり、手が十分に入っていないのではないかとこの市民からの問い合わせがこのたびありまして、確認をさせていただきました。

委託業者を通じてではあると思うんですけれども、市役所の顔となる大切な箇所でございますので、定期的な確認と委託者とのやりとりをさらに密にして、内容のさらなる充実に取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に6点目、公有財産の情報デジタル化でございますけれども、高額ではございますけれども、今まで手書きで置かれてました書類をデジタル化し、さらに機能を高めたということで理解できました。

今後のデータの更新があって、生きて

くる情報だと思っておりますので、その点について、潤滑に更新をしていけるのか、しっかり予算組みができていけるのかをご質問したいと思っております。

次に7点目、電気自動車の件でございますけれども、内容については理解いたしました。地球温暖化の取り組みの一環として、今後も公用車等買いかえのサイクルに応じて、環境と燃料費節減のためにも、先行して取り組んでいただきたいことを要望いたします。

8点目、住民情報システム等の借上料また保守の件でございますけれども、それぞれ市民サービスの中では、とても大切な内容であると思っております。

しかしながら、間もなくマイナンバー制度が実施されるやもしれないという中で、その整備に立ちおくれることなく具体的な整備スケジュールや適正な予算組み等をお願いして要望いたします。

次に9点目、消防関係のライフジャケットの件、数値の根拠等理解できました。

ボランティアで頑張っていただいている団員さんの命を守るという点で、今後も訓練等で着用できる機会も設けていただいて、適正な備品配置の状況の再点検をお願いして、要望いたします。

次に10点目、避難所の非常食、飲料水でございますけれども、大阪府の基準を上回る状況で進めていただいている点、理解できました。今後も5年計画の中で、しっかりと進めていただきたいと思っております。

また、保管場所等も明確にさせていただいて、いざというときに誰がどのようにそれを配給していくのか、しっかりと明示していただきたいことを要望いたします。

またボートについても、消防署また防災管財課のほうで力を合わせて、いざと

いうときにきちんと稼働できるように、日々点検をお願いして、要望といたします。

次に11点目、ハザードマップとヘリサインの件でございますけれども、ハザードマップについては、13地域に分かれて製作された点は大変な労力であったこと、了解します。

今後どのようにして活用の状況の把握、また一人一人の防災意識の向上にどのように取り組んでいくのか、これが大事な点だと思えます。自治会への働きかけや要援護者への取り組みと合わせて、しっかり最後まで推進をお願いしたいと思えます。

また、学校屋上のヘリサインにつきましても、先ほど8校で実施ということでお伺いいたしました。

市民の防災意識の向上のためにも、目を引く大変重要な取り組みであると思えます。しかしながら、残念なことに地上から見えないため、写真等で、このような取り組みをしているということを広報等を通じまして、広く市民の皆さんにお知らせいただきたいことを要望といたします。

最後の12点目、防災ベンチの件でございます。防災管財課としては、千里丘を管轄されているということで、お聞かせいただきました。

費用については、1基当たりの費用が45万円ということで、お伺いをいたしました。

確かに堅牢な設備の設置も必要であろうかと思うんですけれども、例えば、その摂津市域の中で柳田地区というところがございしますが、こちらの防災訓練にも活用されておりますコンクリート製のU字溝であれば、価格も安価であります。より多くの公園にも日ごろはベンチとし

ても使用できます。公平な設備配置のためにもそれを予算化し、費用対効果の高い防災設備の充実にさらに取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど述べました防災訓練の場でも要望がございましたが、炊き出しに使用する釜が不足しており、各自治会で寄せ集めて訓練をしているという状況でございます。今後の予算組みの中で、地区単位での所持状況と、必要であればそれを予算化して、配置をしていただきたいことを要望といたします。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 経費節減、環境保全、資源を守るための電子化の取り組みについて、ご答弁させていただきます。

今回、パソコンの入れ替えと同時に、グループウェアのパッケージシステムの導入をさせていただいたところです。

その中で、掲示板であるとか、キャビネットというような機能がございまして、その中で書類をPDF化しておいたり、ワード、エクセルで閲覧できるようになっております。

課員が情報を共有できるという仕組みをつくっております。そうすることによりまして、これまでプリントアウトして各課内で閲覧していた文書の削減が図れているものだと思います。

先進的な事例といたしましては、クラウドを利用した、ネット上にデータを保管するとか、そういったことも取り組まれているという事例も聞いております。

今後とも先進的な事例について調査研究を行いながら、経費節減に係る電子化の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 ご質問の中で、リース契約に代わり、銀行等の借入を活用し

ではどうかというご質問にお答えしたいと思えます。

財政負担を軽減するために、特にコンピュータ機器については5年で分割できるということで、リース契約を主に取り扱いをしてまいりました。

この25年度、消費税増税という非常に大きな問題もございまして、それと同時にこの25年度に基幹業務のシステムでございますとか、現在配置しておりますパソコンの入れかえでございますとか、それぞれ個別の課、例えば人事の給与システムでございますとか、そういうシステムの更新時期に当たりました。これらの諸費用を合算いたしますと、5億6,000万円を超える費用になります。

このことについて、大阪府の市町村課、これは地方債を担当している所管でございまして、大阪府の同意があれば起債ができるということになります。大阪府とも十分協議をいたしまして、今回の当初予算もそうなんです、補正3号についても、補正1号についても、地方債を活用して財源といたすという形をとっておりまして、現在大阪府のほうから地方債で4億2,350万円の同意をいただいております。

この4億2,350万の資金の区分でございまして、これは全て銀行等縁故という形になりますので、市中銀行あるいは指定金融機関等と十分交渉しながら、リース契約よりも有利な金利を出して、これは後、将来は公債費として処理していきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2回目のご質問の2点について、お答えさせていただきます。

まず1点目の庁舎の光熱費につきまして、省エネ型のアコン、LED、それ

から太陽光パネルの導入について、お答えさせていただきます。

新館や本館のアコンにつきましては、設置より数年が経過してございまして、更新する時期が迫ってきてございまして、現在発売されている業務用のアコンにつきましては、摂津市が導入した当時のものよりも電力消費量が大きく減少することから、更新に伴う電気料金の減少は大きく見込まれることだと考えてございまして。

しかし、その更新費用につきましては、多額な費用がかかるという試算を行っておりますので、より安く導入できないか、手法については今後検討してまいりたいと考えております。

また、LEDの導入につきましては、平成22年度にグリーン・ニューディールの補助金を使いまして、新館の一部をLED化、試験導入をしております。

LEDによる電力削減も効果があるというふうに考えておりますが、しかし導入コストの問題、それから事務所におけるLED照明がちょっと目にきついているところがあるという評価もありまして、今後動向を見ながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、市庁舎の上に太陽光パネルを設置するなどの、太陽光パネルの設置についてでございますが、太陽光パネルを設置するに当たりましては、庁舎自身の耐震化の問題もございまして、また、導入コストの話もございまして、そういうものを勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えてございまして。

続きまして、今年度導入しました公有財産管理システムについて、今後の運用について、お答えさせていただきます。

今回導入しました公有財産管理台帳システムにつきましては、それに加えて、

今後の公共施設の長期的な維持管理を見据える上で必要な考え方、ファシリティマネジメントの考え方も行えるFM支援システムもパッケージとして導入してございます。

こちらのほうは光熱費の動向や計画的な修繕を検討する材料となるというふうに考えてございます。

今後は、構築されたシステム、現在防災管財課のほうにあります、そのシステムを各施設管理課で更新作業を行っていただくため、現在の基幹システムと連動して、庁内ネットワークに運用できるように、関係課と協議を行っているところでございます。

公共施設は常に流動するものでございまして、その更新を行うことは、今後重要なこととございますので、早い段階でシステムの運用を行い、適切な維持管理が可能となるように、進めていきたいと考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

それでは、まず消耗品費の件でございます。電子化等の取り組みも、このたびのパソコンの入れかえ等で考慮していただいた点、理解できました。

例えば、きょうの討議の資料のように、製本をして、お互いつき合わせてという書類であれば、やはり紙ベースで供給される必要があると思うんですけれども、その他の資料については、パソコンの供給が充実した現況下でございますので、例えば、佐賀県武雄市で昨年から取り組んでいる、ウェブ上で書類の管理が容易にできるエバーノートというシステムがございまして、要するに、サーバー上、今おっしゃったクラウドなんですけれども、サーバー上に自分の書類をどんどんどんどんほり込んでいきまして、そこから検

索等ができて、引っ張り出せるというシステムでございます。

これの自治体利用にも調査及び導入推進をお願いしたいと思います。これは専用のサーバーも自前で持たなくてもいけますし、セキュリティも堅牢で手軽に試験運用も可能であります。ぜひとも実用化を進めていただきたいことを要望いたします。

続いて、パソコンの借上料につきましてでございますけれども、おっしゃいましたその起債等を活用していただいて、節減し、さらなる充実したシステム運営をお願いしたいことを要望いたします。

続きまして、光熱水費の件でございますけれども、費用対効果のバランスも当然あると思います。例えば、先行投資をしたとしても、5年、10年のスパンで結果的に節減できるという試算ができるのであれば、後になってまとまって予算計上が必要にならないように、必要性和経費節減に効果の高いところから、先駆けての予算計画を持って、しっかり取り組んでいただきたいことを要望いたします。

また、パソコン関連もそうなんですけれども、各設備が導入時期がばらばらにスタートしている関係で、この際、例えばパソコンですと、300台ありました。そのうち50台が何年度、50台が何年度とずれて入ってきます。そういう意味で、しっかり時系列で一覧表化していただいていると思うんですけれども、予算を鑑みて、その辺にも取り組んでいただきたいことを要望いたします。

また、公有財産のデジタル化でございますけれども、非常に重要な項目であると思いますので、それをしっかり管理を進める作業にも、今後努力をしていただきたいと思っております。

12点、多数になりましたけれども、

ありがとうございました。

○野口博委員長 水谷委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時48分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口博委員長 再開します。

質疑を続行します。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、数点質問させていただきますと思います。

まず、決算書28ページのゴルフ場利用税交付金についてですが、決算で行きますと、174万4,877円の収入済額になっておりまして、このゴルフ場利用税というのは、従前、平成18年、19年度当時270万円ぐらいの予算が計上されておったように記憶しております。

それがこの数年になりますと、予算現額で200万程度の当初予算を組まれておって、決算では177万4,000円、本来この河川敷にあるゴルフ場、こういった利用税が市のほうに還元されているということが市民のほうでわかってるのかなということがありまして、その辺の財政の見方として、ただ単に指をくわえて来るものだけを見ているような感じがするんですけど、このゴルフ場と市のかかわりについて、お聞かせいただきたいのと、5年ぐらい前、270万円あったのが、現在177万円まで落ち込んでいる要因について、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、決算概要28ページで、予備費が上がっております。その予備費の中で総務費で戸籍住民基本台帳費の委託料151万2,000円が上がっておりまして、中身の摘要につきましては、戸籍事務に対する損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用となっております。予備費

の概念というのはいかに緊急性を要して、その財源がない場合にこの予備費を充当するという考え方で今日まで来とったと思うんですが、この点についての緊急性を要したのか、それとこの結末が一体どのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、決算書の19ページで、この全体の歳出にかかわる予算の一覧表があるんですが、その中で款12の予備費が支出ゼロとなっております。我々の見方としては、その款別の予備費の考え方もあると思いますが、私も予算で了解しているのは全体の予備費の流用については、この予備費、この款の予備費の中の流用というように認識しているんですが、なぜここが歳出ゼロで計上されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、概要の最終ぐらいに、基金の調書なり、いろいろ市債の残高等も記載してるんで、ページを改めて言いませんが、今年度主要基金が63億円残ったと、これにつきましては、本会議場でも副市長が議論をされておりましたが、中期財政見通しの平成24年度の策定段階では55億2,400万円が中期財政見通しでの予測でございました。それを大方、9億円、8億から9億円近く上回っていると、この背景にはもともと平成24年度の中期財政見通しをつくった、策定したときにはたばこ税を見込んでなかったから、その分の上乗せという一定の考え方ができるんですが、一方では、今年度の繰越金というか、黒字高が2億6,000万円出てるわけです。この2億6,000万円の出し方というのも、本来もう少し財政当局としては、基金の繰入を抑えるとか、やはり運用面を考えるべきだったのではないかと、この辺の財政に

ついでに考え方について、お聞かせいただきたいのと、この中期財政見通し、できるだけ精度を高めていただくというのは、基本的な考えで私は思っております、これからの推移をどう考えられているのかという点です。だから単年度でのその8億円から9億円の誤差、それから、これからの見込み額について、お聞かせいただきたいと思っております。

加えて、その中で常に言われているのが、これからの財政の見通しで、充当一般財源の推移というのをコピーしてきましたけど、やはり扶助費が平成9年から見ますと約2倍強に上がってきておまして、これが今後の我々の、摂津市の財政に及ぼす影響というのは非常に大きいなど、もちろん人件費がぐっと下げていただいておりますけれども、この扶助費の見方、中期財政見通しを通じながら、教えていただきたいと思っております。

それともう一点は、今の主要基金の63億円の中で、それぞれ公共事業の基金と財政調整基金、これはそれなりに58億、60億円近くあるんですが、本来の主要3基金である減債基金が底をついているというか、途中から減債基金から財政調整基金にシフトした年度がありまして、この減債基金の考え方について、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、決算概要44ページの市史編さん事業で1,364万30円という決算額です。事業費予算で組まれておまして、これにつきましては、平成23年度から実施をされた折に、もともと教育委員会所管であったのを、その翌年度ぐらいから総務部のほうに移管されました。そのときにもこの市史編さんで10年、15年かけて、3億円近くの予算を投入するに当たって、私はちょっと指摘もさせていただきました。現行でこの1,3

64万円で市史編さんにかかわってもう2年余り経つんですが、今の進捗状況と、その当時の考え方と、現在と変わっていないのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、土地開発公社についてですが、土地開発公社の第40期の決算書をいただいております。

その中で2点についてお聞かせいただきたいのが、まず監査結果報告書で、実名を出したらおかしいので、会計室の方が監事になっております。役員は3月31日、4月1日から土地開発公社の役員がかかわっております。その前段でも、市長公室長兼会計管理者が監事になってるんですが、会計管理者というのは会計事務を最終的に決裁する方であって、この土地開発公社も入出状況もあったというふうに思うんですが、この役員の中で会計室長が監査監事になってるのはいかなんかというふうに思うんで、その辺の考え方をお聞かせいただきたいのと、それから平成24年度に、資本的収入及び支出並びに損益計算書等々を見ますと、ようやく土地開発公社のこれまでの簿価額も精算されてきて、すっきりしてきたというふうに思うんですが、一方では、土地開発公社2,000万円ですか、この資産を見ますと。土地開発公社の今の準備金としてまだお持ちだというふうに思うんですが、ただ第4次行財政改革で計画をしたときに、土地開発公社の今後の運用については、期限が定められた土地については、やっぱり先行取得の考え方を持っていきたいという中で、そういうこと言えば、千里丘三島線並びに正雀駅前再開発の道路買収とか、一方では事業者が買収に入る部分もあるんですが、土地開発公社というのはいまだにやっぱり必要な部分であるというふうに思っ

おります。その点について、手持ち金が2,000万円というのは、今後そういったことが発生したときに、どういうふうな対処をされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、消防関係で指令・通信事業が決算概要128ページに載っております。これも、昨年、一昨年あたりから、広域化をどんどん進められておって、これまで茨木市、吹田市、摂津市、三者協定の中で、最終的には平成23年度末において、吹田市と摂津市が広域化を進めていって、広域事業に取り組むというようになっておりますが、その経過も含めて、きちんと連携がとれているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、市営住宅について、決算書33ページで、市営住宅使用料の収入未済額が719万7,300円となっております。これも、2年前に質問もさせていただきましたが、当時もやはり、700万円ぐらいの未収入額というか、家賃滞納額があったように記憶しております。

この当時から2年も経過している中で、金額がそんなに返済がされてない。前回は、分割払いでも動いていくというようなことを伺っておったんですが、現在の滞納されている方の世帯数と、一番最高額が幾らになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、女性政策のところ、やはり、最近のマスコミを見ていきますと、犯罪被害者、さらにストーカー関係で、悲惨な事件、事故が起きておりました。摂津市においても、平成20年度から平成23年度において、相談件数の問い合わせが、これまでは電話や面接関係を受けている方が44名、4年間でおられました。

この平成24年度で、どういった事案があって、どれだけの方が今、相談に来

られているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

最後に、指定管理者制度、これはもう、平成25年度の補正予算でどんどん動いてきておりますが、振り返ってみて、平成24年度の中で、一般質問、代表質問でも、これまで指定管理者制度のあり方について、ご質問もさせていただきました。いよいよやっぱり、外郭団体であるコア事業は残していきながら、それぞれ指定管理者制度を導入されると。

その中で、平成24年度において、そういった外郭団体に対するケアというか、いろんな経営改革を含めて、やられてきたというふうに思っているんですが、その辺の一連の経過について、お聞かせいただけたらありがたいと思っております。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 それでは、財政のご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のゴルフ場利用税交付金の件でございます。このゴルフ場利用税は、もともと都道府県税でございまして、その10分の7に相当する額を都道府県から市町村に交付するというところで、ゴルフを利用される方が、一日当たり、確か650円の利用税をお支払いすると。

したがいまして、その利用者の数によって、この交付金の数字が動いてくるという形になっておまして、ご指摘のとおり、私の手元にございます資料によりますと、平成24年度決算は174万4,877円でございます。一番古い、手元にあります資料で、平成17年度は、287万3,499円。ここから、ずっと見ておますと、平成17年度から平成20年度ぐらいまでは、280万円の横ばいなんです、平成21年度以降、大きく、率にしては減っておまして、2

60万円台、200万円台という数字が変わっております。

この大きな原因は、やはり、平成20年9月にございましたリーマンショック以降、やはり、企業の業績等が非常に落ち込んで、かなり交際費の減少に伴って、ゴルフの利用というのも減ったと。これは国全体のお話かも知れませんが、そういう形もございまして、ゴルフの利用者が減じてきたのかなと。

おっしゃるとおり、京阪ゴルフクラブが該当するんですが、これは摂津市と高槻市と、両市にまたがるゴルフ場でございます。我々といたしましても、貴重な財源でございますので、京阪ゴルフクラブが摂津市に存在し、利用税交付金をいただいておりますということを、十分、周知をしながら、この交付金の増を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、予備費の件のご指摘でございます。予備費につきましては、これは、まず第一には何を念頭に置いておるかということ、震災等の天災にかかわりまして、即座に対応しなければならない、そういう形の費用として、摂津市では、一般会計でもともと3,000万円という数字を枠で計上してまいりました。

今回、ご指摘の戸籍事務に対する損害賠償請求訴訟、これは訴訟ですので、訴状がいつ来るかどうかというのは、全く市のほうでは不明でございます。訴状が来て、速やかに対応しなければならない。これは、摂津市の権利義務関係に発展する部分でございますので、そういう意味で、この訴状に対して、訴訟を受ける、ここは非常に緊急性が高いものということで、我々としては、予備費を充当可能ではないかというふうに考えております。

それと、支出がゼロというお話ですが、予備費は、予算の流用及び予備費充当と

いう考え方をとっておりますので、支出という考え方をとっておりませんので、決算処理上ゼロという形で計上されているという形でございます。

続きまして、中期財政見通しと基金のお話でございます。今回、出させていただいた中期財政見通しと、前年度、平成24年に出させていただいた中期財政見通しとの乖離でございますが、ご質問でもございましたように、たばこ税の増収についての見込みをやっておらなかったというのは、この乖離の大きな要因でございます。

もう一点は、やはり、この平成24年度決算で、ご質問にもございましたように、実質収支で6億6,000万円の純剰余金が出ております。これも、要因を分析しますと、もちろんたばこ税の増収もあるんですが、歳出におきまして、かなりの不用額、およそ14億円程度の不用額が出てまいりました。この関係上、思いもよらない6億6,000万円程度の実質収支がございました。

ご指摘にもございましたが、予算措置上、歳入予算は崩したら戻すということがルール上できるんですが、それ以上に基金を戻そうとするなら、戻すという言い方がふさわしいかどうかわからないんですが、歳出予算において、積立金と言う形で予算措置をし、一定の金額を積み立てると。その形で実質収支を全体、落としていくという手法がとれるかと。

これは、この間、ご審議いただきました一般会計の補正予算（第3号）で、いわゆる歳計剰余金、6億6,000万円の2分の1以上に積み立てる形の予算措置をさせていただきましたので、実質収支を設定するに当たり、この歳出予算の執行も念頭に置きながら、この年度については一定、調整が可能なのかなという

ふうには考えております。

それと、お話の中で、中期財政見通しの精度の問題もございました。これは毎回、お答えしていますが、去年の9月末の為替の状況、円ドルの状況でしたら、76円程度で、日経平均株価も8,000円台だった。現在、円ドルが98円50銭程度で、日経平均株価は一万四千元何がしと。いわゆる外部環境がこの1年でこれほど変わる、こういうことというのは、非常に予測が難しいというのが第一点でございます。

それと、もう一つ今、国のほうの税制調査会等、議論がございます。けさの新聞でも、いわゆる法人市民税を国税にして、それを交付税の原資にしようやないかという、総務省の有識者会議の結論があって、それを受けたというようなことで、万が一、摂津市において、法人市民税が国税とされるなら、非常に大きな影響が出てくるという、そういう税制改正上の影響も多くございます。そういう面で、歳入面において、非常に見込みづらいついところがございます。

あとは、精度を上げるという意味で、昨年、一昨年、委員のご指摘もございました。いわゆる、その主要事業を見積もるに当たっては、しっかりと現場とヒアリングを行いながら、主要事業を、この中期財政見通し上は見込んでおりますので、歳出面での見込みというのは、かなり精度を上げたことをやっております。

それと、扶助費の問題もご指摘されました。中期財政見通し上で今回、平成25年から平成31年、さきの本会議で副市長の答弁にもございましたが、平成31年が、いわゆる高齢化のピークということで、ここまでは右肩上がりです。社会保障関連経費がふえてまいります。全体で、我々が見積もっておりますのが、797

億1,300万円、今後、平成31年度までにかかる。一般財源ベースで、334億7,900万円という形で見込んでいます。

これは、一般財源で毎年1億円から2億円の間で増になっていく。これは非常に、毎年これだけの財源が市財政を圧迫するというところでございますので、この辺に対応する、かつては人件費の減で対応できたんですが、団塊世代がもう退職し、ピークは過ぎましたので、人件費でもこれが望めないということで、やっぱり、現在の社会情勢に応じた、いろいろな制度見直し、これを5次行革で取り組んでいかなければ、この扶助費の増に対応できないというふうには考えております。

それと、減債基金の考え方というお問い合わせですが、減債基金はこれ、もともとの設立の経過は、これも交付税制度に絡んでおりまして、昔、非常に景気がよかった時代、交付税原資が非常にたくさんあった時代は、その交付税の需要をどうやって積むんだという議論がありまして、そのときに過去の借金をできるだけ清算できるようにということで、国が主導で、当時の自治省が主導で、いわゆる減債基金費を積みなさいよという指導がございました。これに基づきまして、その減債基金を積み立て、交付税上、基準財政需要額に算入される公債費相当額を、減債基金から取り崩したというような予算を組んでおりましたが、現状では、そもそもの制度目的というのが、全く果たせないような状況になっておりまして、一旦、減債から財調に積みかえると。より、財政調整がしやすいような形で、基金を、減債から財調に動かしたという経過でございます。

それと、土地開発公社の関係上、これ

から事業に向けて、その先行取得は基本財産が2,000万円でのよいのかというお話でございました。

私は事業を進めるに当たって、先行取得のやり方としては、三つございまして、一つは、土地開発公社を使う、もう一つは、土地開発基金を使うということ。もう一つは、今回、当初予算に計上させていただきまして、債務負担行為を設定させていただいて、地権者との交渉を進めていただき、財源、いわゆる国費であるとか、そういう目途が立ったときに補正予算で計上させていただいて、直接、議会の審議を経て、土地購入費を計上していくと。

そういう形で、明確化、議会の審議も含めて、その土地を購入するという形をとるほうが、実際、過去の土地開発公社の先行で、いわゆる塩漬け土地が累積した反省から、そういう方向に持っていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 ご質問の2点について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の土地開発公社の役員、監事についてのご質問にお答えさせていただきます。

土地開発公社の役員につきましては、摂津市土地開発公社定款にのっとり、理事を11名、それから監事を2名置くというふうに決まっております。こちらのほうは、第6条に決まっておりますが、理事につきましては、理事長、それから、副理事長、それから常務理事以外に8名の理事を置くということで、8名の理事の方には、今後、土地買収の予定のある各部長が選任されて、なっております。監事につきましては、特にどなたになっていただくかという規

定はしておりませんが、現在、学識経験者の方、1名、これは外部の方なんです。それと、会計管理者の方、1名ということで、2名の選任をさせていただいております。会計管理者につきましては、一般会計の管理、会計をされているということで、その辺の専門的な知識のもとから、監事をお願いしているという状況で、特に問題はないというふうに考えてございます。

それから、市営住宅の家賃の滞納につきまして、ご答弁させていただきます。

市営住宅の使用料につきましても、今年度、7,407万4,600円の歳入がでございます。こちらは、前年度に比べまして、10%余り増加してございます。こちらにつきまして、増加の理由としましては、三島団地の移転に伴いまして、入居の抑制をかけていました24世帯分の新規入居と、それから、旧の鯉生野団地や鳥飼野々団地になかった駐車場の収入、そういうものがございまして、全体の使用料の増額となっております。

滞納につきましては、滞納者の世帯は、11世帯、うち、生活保護世帯が4世帯でございます。滞納額につきましては、平成24年度分は164万4,900円、過年度分につきましては555万2,400円ということで、合計719万7,300円となっております。この額につきましては、平成23年度の決算額より、若干ふえてございます。

これまでの滞納対策、滞納者への対応につきまして、お答えさせていただきますと、本委員会でご意見をいただきました摂津市市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱というのを、平成24年4月1日に設置させていただきました。この要綱に基づきまして、滞納対策を行ってございまして、督促につきましては、3か月に

1回実施、それから、送付月前の3か月に滞納があった者に対して、実施してございます。また、催促につきましては、3か月に1回実施し、その都度、納付指導や面談を行って、滞納金額の減少につなげてまいっておりますが、結果的に、滞納額がふえているという状況でございます。

○野口博委員長 木下参事。

○木下警備課参事 それでは、消防指令業務の広域化、共同運用について、お答えさせていただきます。

消防指令業務の共同運用については、大阪府北部ブロックの7市3町において、平成20年8月から、大阪府消防広域化推進計画に基づき、消防広域化について、検討を行いました。広域化に伴う一定のメリット等を見い出せたものの、北部ブロック内での足並みがそろわないことから、全体での広域化実現には、さらなる検討が必要との結論になりました。

その後、消防業務の共同運用につきまして、北部ブロック内の一部で検討が進められ、本市におきましては、委員ご指摘のとおり、平成23年9月から、吹田市、摂津市の2市での枠組みで検討いたしました。平成24年4月に、2市消防長に対しまして、指令業務共同運用検討結果報告会を開催し、一定の成果物を完成させたものでございます。

その後、6月なんです。よりスケールメリットが期待できる茨木市が参画した3市指令業務共同運用検討会を立ち上げまして、検討を重ねておりました。今後の3市の方向性を定める上で、9月中に3市消防長に対しまして、3市指令業務共同運用検討結果報告会を開催し、3市の消防長間で、一定の理解を得られれば、それぞれが首長へ報告した後、3市での指令業務共同運用に向け、消防長確

認書を締結する予定でございましたが、茨木市については、茨木市の方向性の違いから、この共同運用から辞退されました。

また、摂津市と吹田市に戻りまして、本年2月でございますが、吹田市、摂津市指令業務共同運用検討委員会を設置し、先進都市への視察や調査を実施するなど、情報収集に努めるとともに、2市の消防事情を踏まえた中で、検討委員会、幹事会のほか、指令システム部会、総務部会、警防救急部会の各作業部会におきまして、同年7月までに延べ13回にわたる会議を開催し、共同で運用する消防指令センターの整備経費、費用負担、運用体制等について検討し、翌月8月には、吹田市摂津市消防指令業務共同運用検討報告書を完成させたものでございます。

その後、先々月ですが、9月1日から、より多くの市民のご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施しましたところ、無事に大きな問題なく、9月末に完了したものでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、指令業務共同運用の開始を、平成28年度中を目標といたしておりまして、今月中には、吹田市摂津市消防指令業務共同運用に関する確認書を、両市長にて締結し、12月には、吹田市摂津市消防通信指令事務協議会規約を議会へ提案させていただきまして、ご承認をいただきたいと思いますと考えております。

その後、吹田市摂津市消防通信指令事務協議会協議書を、両市長にて調印し、協議会を設立する予定でございます。

そして、翌年度、平成26年度には、共同消防指令センターの実施設計を行いまして、平成27年度には、共同消防指令センター整備の実施を予定しているものでございます。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 それでは、市史について、ご答弁申し上げます。

市史編さん事業につきましては、当初、教育委員会の所管でございまして、平成24年に、平成23年度の市長査定を経まして、当初の市史編さんの事業内容の精査を行いまして、15年計画を10年計画に短縮し、新修摂津市古代・中世代及び新修摂津市近世・近現代編の編さんに絞りまして、総務課が所管をしておりますのでございます。

まず、申し上げました市史の古代・中世、近世・近現代につきましては、昭和52年に摂津市史が発刊しまして、その後、30年余りの年月が経過しましたけれども、特にその古代・中世の記述が全体的に少ない、また、明和池遺跡、千里丘遺跡の成果も反映されておらない。新たに、神安の水利史というものがまた、史実を加えたものが発行されまして、その補充も必要であるというところから、この事業が始まった経過がございます。

それで、当初、申し上げましたように、15年を10年計画ということで、市史の古代・中世を平成32年に発行、それから、市史近世・近現代につきましては、市制55周年に当たります、平成33年に発行するという計画に基づきまして、進めております。

また、発行するに当たりまして、個々の種本といたしまししょうか、個々の資料に当たる資料叢書というものを、平成25年度から1冊、毎年、発行するというような計画を進めております。

今年度、先月なんですけれども、台風関連の史料集を、第1号の史料集として発行したところでございます。

予算につきましては、平成23年の財政課の予算査定を経まして、圧縮すると

ということと、総額としましては、1億4,208万8,000円という枠の中で進めておるとい、今の状況でございます。

現在の市史の進めている状況でございますが、今年度、関西大学の図書館所蔵の摂津市の関係古文書というものが見つかりました。関西大学が昭和20年から30年にかけて収集したものでありまして、関西大学のほうで、古文書を解読、整理できるスタッフがいないというところで、これが未公開の文書となっております。

私どものほうで、関西大学へ働きかけをさせていただいて、目録をつくり、整理をして、関西大学のほうへ提供するというような形で、協定を結ぶことができました、内容としましては、江戸時代の味舌地区を統括しておりました大庄屋の1件があるということで、6,000点余りの古文書が出たということでございます。

これにつきましては、その大庄屋のものが、将来的には味舌村の村長も兼ねていくというような経過がございますので、重要な書類として、現在、整理をし、デジタル化して、目録をつくっていったる状況でございます。

それとあわせまして、ほかの古文書につきましても、見つかりました次第に、史料の所在を調査しまして、確認をし、所蔵者の意向に従いまして、綿密に絞り込みをし、読み込みをし、整理をしていったる次第でございます。

ですので、史料、今現在としましては、まだ収集をしているところでございますが、先ほど申し上げましたように、史料叢書としてまとめたものがあれば、成果品として出していくと。その成果の継続の後に、最終的な目標であります市史の発刊を目指している状況でございます。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 男女共同参画にかかわります相談についてのご質問にお答えいたします。

男女共同参画センターにおきましては、女性相談員2名を置き、女性のための相談室を週4日開設しております。まず相談員が相談者から内容を聞き取り、必要に応じて、面接相談、法律相談につなぐほか、電話相談、DVホットラインを設けております。

平成24年度の相談件数といたしましては、面接相談が90件、うち配偶者からの暴力によるものが23件、法律相談、総数100件のうち、DVにかかわるものが21件、電話相談111件のうち、DVにかかわるものが3件、DVホットライン6件のうち、DVのものであったのが5件、相談員が受けたもの180件のうち134件、合計総数487件のうち186件がDVによるものでした。パーセンテージで申し上げますと、38.19%、平成22年度30.59%、平成23年度35.99%からしますと、着実にふえているような状況でございます。

相談内容の特徴といたしましては、30代を中心に、低年齢層の子どもを育てる方が目立つようになってきております。また、障害がある、児童虐待の疑いがあるなど、相談内容は複雑、多様化しております。福祉担当など、他課からの連携による来所などもふえております。ケースに応じて、複数の課で連携しながら、対応しているところでございます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、外郭団体に関連する質問について、お答えさせていただきます。

この外郭団体につきましては、指定管理者制度の見直しと同時に、外郭団体の

あり方について、いろいろと検討してまいりました。

外郭団体、この設立の経緯、目的を申し上げますと、例えば、施設管理公社につきましては、平成2年に公の施設の管理委託の対象が、地方公共団体が2分の1以上、出資する公益法人にまで拡大されたこと、これを受けまして、総合福祉会館等の管理委託について、一括して管理を委託して、行革の一環として、これを実施するというふうな方針に基づいて設立されたという経緯がございます。そういった経緯も踏まえまして、指定管理者制度の導入についてのあり方と外郭団体のあり方について、これをまとめて検討してきたというふうな経緯がございます。

この検討委員会につきましては、平成23年度から平成24年度にかけて委員会を設置していただき、いろいろと提言書をまとめていただいたところです。この提言書が平成24年7月に市長へ手交されております。

この提言書をもとに、また、庁内の検討会議を3度重ねまして、指定管理者の指針について検討するとともに、外郭団体の今後の方向性について、いろいろと審議いただいたところです。

その後、庁内の関係部長会議を開催させていただきました。平成25年3月にこの指定管理者制度の導入の指針とともに、外郭団体のあり方の指針をまとめさせていただきました。

この外郭団体のあり方の指針の中で、外郭団体が今後、経営改革をしていただくというふうなことをまとめるとともに、市のほうでも、外郭団体に対して、こういった取り組みをしていくのか、こういったところもまとめさせていただいているところです。

この外郭団体による経営改革については、項目が幾つかございますけれども、経営力の向上であるとか、事業の充実、効率化、こういったものを図るというふうなことにさせていただいておりますけれども、当然、これを3年程度の経営改善計画という形でまとめていただくと。それで、現状をきっちり分析して、今後、3年程度の目標計画を立てていただくというふうな形にしておりますけれども、これにつきましては、当然、それぞれの外郭団体だけにそういった作業をしていただくものではなく、外郭団体の所管部署、これも一定、経営改善計画、外郭団体がどのように考えておられるのか、そういったことから一緒に策定に携わっていただくというふうなことを考えておりました。今後、関係所管部署も交えて、この経営改善計画を立てていき、今後の外郭団体の経営について、非公募の施設が少なくなっても、今後、外郭団体が経営的に立ち行かなくなるというふうなことがないようにしていきたいというふうに思っております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ゴルフ場利用税について、本当に270万円という貴重なこれまでの予算が、174万4,000円まで落ち込んでいると。その中で唯一、その河川敷のゴルフ場が摂津市の中にある中で、今、体育連盟の中で、ゴルフ大会も他市でやっているようなところもありますよね。そういった中で、あそこは高齢者の方々も歩いてずっとカートを持って引っ張れるようなところで、平たんなところでございます。そういったところの、行政として何ができるのかなんですが、そういう、ある税収を指をくわえて、どんどん目減

りしてくるのを、行政がそのまま、来るだけ来たらええわというような感覚ではなしに、何とかそういうふうな増収のできるような考え方を打ち出したほうがいいのではないかなと。

例えば、島本町には、二つのゴルフ場があって、あそこは町民の方々が行きますと割引にもなるような制度もとられているんですよ。何とかそういった活性化も図っていくようなことも考えられたらどうかと。

そういったことについて、ゴルフ利用税について、行政として、そういったところに働きかけは、一切これまでされたことはないんでしょうかね。そういう考えは今後あるのか、ないのか、お聞かせいただけますか。

それから、予備費と流用という考え方が、その財政当局から聞こえるとは、私はちょっと意外でした。

財政を組んでいくときに、緊急を要する場合においても、議会に明らかに公表していくのは、もともと全体の予備費を、これまでは3,000万円、ずっと堅持をしてきて、平成24年度につきましては2,200万円の予備費を計上されております。我々の感覚というのは、予備費というのは、こういった調書の中には入ってきておりますが、全体での予備費がどれだけ使われたかというのは、この決算概要の歳出一覧表、あの中で見るのが、しかるべき予備費の考え方ではないのかなというふうに思っております。

これについて、款の中での、その一定の予備費流用という項目は確かにありますが、それが議会のほうには、最終的には、先ほどいった調書一覧表の中でしか見えないんですよ。だから、本来の予備費の運用のあり方というのは、その歳出一覧表の中でもきちっと捉まえるべき

だというふうに思うんですが、これについての一定の、もう一度、考え方について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、基金残高と中期財政見通しについて、減債基金、確かに、制度改正になったかもわかりませんが、実際にこの摂津市の今の市債現在高、並びに償還の状況、平成7年から比較していきますと、現在平成24年度末におきましては、一般会計ではもう248億円まで減っておりました。それから、下水道債が399億円で、647億9,000万円、特別会計を入れますとね。一時、1,000億円を超えておったところが、ここまで減ってきた努力については、私どもも評価を一定、していきたいというふうに思います。一方では、計画財政を考えていったときに、これからの償還をどういうふうに持っていくかというのは、やっぱり減債基金できっちりと抑えておかなければならないのではないかなと。一方では、財調はどちらでも運用できるということなんです。

過去のことを言うと、やっぱり、財調については、資金不足のときに持っていくとか、大きな事業で、一方では歯どめをかけておったんですね。公債への償還については、減債基金を従来では運用していきたいと。我々、議会側としても、減債基金がこれだけあったら、また、元金以上の市債を発行したときの償還計画がこういったことになるやろうなということは見えてくるんですが、今、主要3基金と言ったって、現在は主要2基金なんですよね。

だから、その辺の先ほど、国の制度が変わったということは理解しますけれど、ただ、摂津市の本当の財政運営のあり方については、ちょっと私はそういった面

では、全体の計画というのは財政運営から少し外れているのではないかなというふうに思っておりました。

その部分は、じゃあ減債基金はもう要らんのやったら、廃止ぐらいの考えでもええんと違うのかと。それこそ思い切った考えでいけばね。主要3基金と言うんだったら、その中にも減債基金の積み立てても必要ではないかと、改めて問う次第です。

その中で、もう一方では、中期財政見通しの精度を高めていきたいという部分で、そういったことで歳出を行っていくのも、基金の残高を見据えながら、中期財政見通しの歳出もいろいろ抑えていてますけれど、先ほど言いました歳入での不透明感、この経済で、それもわからんことはないんですが、一方では、たばこ税をのけてでも、個人市民税は約6億円、平成24年度では減額になっておるんです。落ち込んでいるんですね。

その中で、一方では、基金残高をそれだけ積み上げてきたというのは、そのたばこ税を除いてもプラスマイナスを考えたら、10億円ぐらいの差が出ているんですよ。全体の320億円の赤字での10億円というのは、歩どまり率から考えても、非常に誤差率が大きいのではないかなと。

原点には、個人市民税をどういうふうに見ておったのかということに振り返ってくるわけですね、その落ち込みはね。その部分をきっちりと押さえおかないと、今後また、平成25年度以降の中期財政見通しを組む段階、それから、来年度の当初予算を組む段階の中でも、これだけの差異が出てくる。

だから、その市民税の見方についても、どういうふうな分析をされてきているのか、お聞かせいただけますか。

それと、中期財政見通しで、やっぱり気になるのが特別会計の動きなんですよね。今、中期財政見通しが一般財源、一般会計だけ見ておられますけれども、特会の動向を今後、どういうふうに見ていくかというのが、国民健康保険でも基金繰入等で単年度黒字は出しておりますけれども、その中でも、介護保険から後期高齢者の関係も、これからの扶助費、社会保障制度全体を考えていくと、我々、見据えておかないとあかんと。

だから、この中期財政見通しの、一般会計プラス特会の中期見通しなんかは組む考えはないんでしょうか。

市史編さんについては、もういろいろ言いたいことはありますが、きっちりとやっていただいて、余り古代はこだわったらどうかと。というのは、今までの、昭和50年代につくった部分があるので、もう一回、当初予算を組んだときの原点に戻っていただいて、明和池なら明和池とか、今明らかになっているところを分析しながら製本化していったほうがいいのではないかなというふうに思っております。時代が過ぎると、過去のやつはだんだん薄れていったり、また、改めて発掘してきたといたら、さらに厳しくなってくるし、やっぱり近代史、現代史ぐらいで変化がある部分をどんどんすりかえていくと。

この間、昭和28年の水害の資料は、本当にできがよくて、大変参考になっております。ああいった部分は非常に活用方法もあるんですが、そういった部分では一方ではいいんですが、もう一方では、ちょっとこだわりも持ちながら、今、質問をしているんです。

毎年、毎年1,300万円で、最終的な製本になった場合は、平成32年、平成33年になると、もっとそこには費用

がかさんできますので、だから、できるだけ抑えながら効率よくやっていただくのをお願いにしておきます。

それと、土地開発公社については、先ほど先行取得の考え方で、いろいろ土地開発基金の運用もしながらとか、それとか、当初予算で予算を組んで取得をしていく、あるいは、土地開発公社で補助金がおけるまで待つような手法、3手法ぐらい説明いただきましたけど、一方では、今、土地開発基金というのは、これも年度末で基金が今、2,000万円だけなんですよね。決算年度末現在高、我々がいただいている分はね。これも、底がついているというか、この土地を購入していくほどの、この基金では賄えないんですよね。

だから、その部分が、私は計画行政の中で、こういった基金で議会にも明らかにわかるようなことにしていただけませんかというような考えを持っているんですよ。

だから、今回、土地を土地開発公社から購入した相当な、22億円のお金で、買い戻しをしましたけれども、それでは、土地開発公社の簿価額というのはもうなくなって、2,000万円が年間浮いてくるようになりました。

しかしながら、これからの駅前再開等の着手金というのはやっぱり、こういったところで、議会にも見えるように、中期財政見通しでは、数字は書いておられますが、その財源をどこから捻出してくるのかというのが見えないんですよね。だから、そういったところをきっちりと議会のほうに見せるようなことは、考え方はないですかね。

消防指令のほうについては、事細かく説明をいただいて、ありがとうございます。平成25年から平成28年まで、ご

説明いただきました。よく理解できました。

それから、市営住宅については、私は1世帯で最高額の方、金額は幾らの方がおられるんですかという質問もしているんですが。

それと、滞納者11世帯の中で、生活保護者4世帯がおられました。残り7世帯の人は、平成23年に質問を、私、させていただいて、平成24年度に要綱をつくっていただいて、それから3か月前にやるようになったことは評価しますが、ただ、数字に全くあらわれてないんですよ。それはどういった状況の中で、この数字が動いてないんでしょうか。

あの当時も言っていたのは、やっぱり、苦しい方も話を聞きながら、できるだけ分割でも協力していただきたいと。出せとは言っていないですよ。何とかやっぱり払えるような状況下に置いていくか、こういった滞納繰越処分をしなければならぬやったら、きっちりとそこも精査しながら、もう一回、ゼロからのスタートでいったらどうですかというような質問もしているんです。

だから、今のこの現状がなぜかという部分なんです。お支払いいただける目途があるから、こういったことを計上しているのか、それやったらもうちょっと、やっぱりお支払いしていただくような動きがあってしかるべきものだというふうに思うんです。

金額が大き過ぎるんですよ。11世帯で719万円、それぞれ、一津屋の第1住宅も第2住宅も建設されて、そんなに日にちがたっていない、三島の市営住宅も日にちがたっていない、こういったところで、これだけの金額がふえているというのは、何か異常があるはずなんです。それについて、お聞かせください。

指定管理者制度ももう何回も言いました。理解できましたので、ありがとうございます。

それから、DVの関係は、これは、それこそ今、世の中の新聞で異常なほど状況が続いておって、DVから、今度ストーカー、一方では殺人、それぞれの新聞、テレビ等で見えたら、警察に行ってもなかなか取り上げてもらえずに、その中で東京やら千葉のほうでも、殺人事件まで至ったと。

その感受性が大事なんですけど、大事なものは、もう一つは、市役所で相談員が相談を受けて、警察との連携関係をどうしているのか。だから、平成20年から平成23年度にかけて、保護したとか、傷害が平成20年に1件あったんですよ。それから、平成22年もあったし、その2人については、引越しもしているんですよ。

だから、今年度、平成24年度は、それ以上に今、ふえているんですよ。平成24年度はね。だから、その辺の、再度、実態と警察との連携と、今、駆け込みしている中での守秘義務ですね。よくいろんなことを言うと、わざわざ転居しているのに、住所をぼろっとしゃべられるとか、そういうような守秘義務を含めて、どんな体制にやられているのか。

改めてもう一回、そういった悪質なDVが今、何件ぐらいあるのか、教えてくださいませんか。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 それでは、2回目のご質問に対して、お答えさせていただきます。

まず、ゴルフ場利用税の増収策はいかにという問いでございます。

私が考えておりますのはやはり、市の魅力といいますか、例えば、摂津市とい

うのは平たんなまちなので、そういう施設がないように思われがちなんです、淀川の河川敷に立派なゴルフ場がございます。こういうものを情報発信をしていき、広く市民に知っていただく。特に、先ほどおっしゃったように、平たんなコースですし、割と短いコースですので、お年寄りの方にも十分、利用可能な施設だと思われまますので、そういう市の魅力をどんどん市のほうで発信して行って、利用者増に務めると。

おっしゃるような割引制度まで考えろというようなお話なのかも知れませんが、一旦はやはり情報発信をして、利用者増を図るという取り組みをしていくべきではないかなというふうには考えております。

2点目でございます、減債基金のお話でございますが、ことしの平成25年度当初予算では、減債基金積立金を予算計上いたしております。これは、歳入において、吹田市のクリーンセンター問題からくる2億円の収入がございます。この2億円の収入を減債基金に積ませていただいております。

これは、なぜ積ませていただいたかと申し上げますと、いわゆる吹田市の施設整備に対する負担金償還というのが残っておりまして、これは吹田市が起債をされて、その公債償還分、摂津市の持ち分を毎年、公債償還と同様に負担金として、お支払いしていたものでございます。そういう意味合いで、今回、減債基金に積み立てをし、一定、一括で償還できるなら、積んだものを取り崩して償還財源に充てるという考え方でもって、減債基金の活用を考えております。

基本的に、減債基金は、いわゆる証券発行で、満期一括償還に備えるために、その元金相当額を定期的に積み立てる、

そういう計画的な償還をするために積み立てるとというのが主な目的でございます、我々も先ほどもございましたが、例えば、銀行から資金をお借りするときに、いわゆる繰り上げ償還条項がある借り入れ、例えば、吹田操車場跡地を7億円で購入いたしました。その償還条件には、キャンセルと繰り上げ可能という特約がついておりますので、そういうものに充てる。例えば、用地を売却できたと。その収入を減債基金に積ませていただいて、いわゆる繰り上げ償還に充てると。そういう形で計画的に減債基金の活用も考えております。

それと、今後、中期財政見通しでの差異についてのご指摘でございます。

委員もご指摘のように、たばこ増収分が、平成18年度以降、累積で88億5,000万円程度でございます。そう考えると、今の基金残高、63億円を考えれば、その増収分はなかりせば非常に財政上厳しい状況になってくると。これは非常に理解できるところでございます。

たばこの見方も、相手さんがあることとでございますし、市民税の見方についても、ご指摘がございましたが、市民税の見方については、一定、今回の中期期財政見通しでは、当然、アベノミクス効果といえますか、個人の所得増は一定、景気回復によって増になる。

しかしながら、午前中の論議でもありましたが、生産年齢人口は減少しておると。そういう意味合いで、そこが相殺して、税の伸びというのが、この中期財政見通し上は、ほとんど見ておらず、一定、170億円という線が横ばいでいくのかなという見方をしておりますので、一番、大事な税のパイ自体がふえていかない、こういう中で、先ほどもございました、社会保障関連経費の対応をしていかなければ

ればならないということには変わらないわけでございます。我々も歳入歳出も中期財政見通しの精度を上げようと、一定いろんな情報を集めながら検討いたしておりますので、今後も財政見通しというのは慎重に取り組んでいきたいと思っております。

それと、中期財政見通しに、特別会計の考え方を入れているかどうかというご指摘でございますが、特別会計というのは、基本的に、特定の収入でもって特定の歳出に充てるということででき上がっております。我々の見方としましては、国民健康保険でありますとか、公共下水道事業でありますとか、いわゆる受益者負担と、一般会計が持つべき、一般財源で処置しなければならない部分、国保にすれば基準内繰り出し、基準外繰り出しがございますが、持つべき繰り出しは、当然、この社会保障関連経費を積み上げる中で、繰り出しという形で特別会計の状況については、全てここに網羅しているというふうにご考えさせていただいております。

予備費のご指摘もございまして、予備費の全体の考え方、款項は議決科目であるという、その議会はどうかというお話ですが、我々として、毎年、3,000万円の予備費枠というのは議会で議決いただいております。こう理解しております。その3,000万円の中、緊急性の度合いの高い事業について充当し、その結果を議会のほうに、決算で知らせる。それで、その内容について、認定いただくという取り扱いをさせていただくというところでございます。

最後に、土地開発基金の問題でございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、一番、私がベストは方法というふうにご考えておりますのは、当然、予算に組み、

議会にお示しし、議決いただいて、土地を購入するというところでございます。

そのいとまがないとき、どうするんだというお話になるんですが、それは先ほども申し上げたように、土地開発公社が先行取得するか、土地開発基金で買うかという、この二者択一になるわけでございますが、今後の大きな事業を控えておりますが、その財源手当はいかにというお話でございますが、先ほどもちょっと、吹操跡地のお話もさせていただきましたが、そういう財源、一定の売却収入、土地の売却収入ができたとき、土地開発基金なりに、ある一定の金額を積み立て、次の買収に備えるということも、財政の内部的には議論はいたしておるところでございますが、今後について、また、庁内議論を深めてまいりたいというふうには考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市営住宅の滞納に関して、お答えさせていただきます。

まず、先ほどの1回目の答弁の中に抜けてございました、1世帯当たりの最高金額につきましてなんですが、719万7,300円の滞納金額のうち、ある方は、最高金額としましては、167万6,300円というのが、この方が11名の中の最高金額になってございます。同じように、160万円台の方があと2名ほどおられます。多数の滞納金額を抱えられているというところでございます。

これらの方につきましては、いろんな事情、滞納されている事情がございます。もともと高齢者の方が非常に多いという状況もございまして、例えば、病気で働けなくなったとか、そういう状況がそれぞれおられます。

また、実際に滞納が発生しておりますのは、一津屋第1、第2団地の方という

ことで、こちらのほうは、もともとの家賃設定のほうは安く、平屋住宅がありましたが、建てかえに伴って、滞納が発生しているという状況でございます。

このような状況につきましては、今後、三島団地のほうにも、建てかえに伴って家賃高騰ということがございますので、発生する可能性があるというふうに、我々は認識しております。

家賃の低減化の補助金でありますとか、6年間分割して上げていくというような制度も持っておりますが、やはり、建てかえに伴う家賃高騰、その辺が原因になっているのではないかと思います。

目に見えて、滞納金額の改善は見られないということで、どういうふうになっているのかということでございますが、基本的にこの11名の方につきましては、分割納付をお願いして、了承していただいているということで、分割納付を、少額でございますが、納めていただくというふうになってございます。

ただ、要綱に基づいて、この滞納整理をやっておるんですが、その中で昨年、滞納督促、それから催促に一向に応じていただけない、また、面談の呼び出しにも応じていただけない方がございました。この要綱に沿って、今度、裁判等をとる手続を検討したりしておったんですが、この要綱に基づいた手続を行うことで、その前に市のほうにやってきていただきまして、分割納付に応じていただけたというような事例もございます。

今後は、こういう滞納が少なくなるように、それから、それ以外の方の住民の方の公平性も保てるように、滞納を減少させるように努力してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 DVの2回目

のご質問について、お答えします。

相談につきまして、悪質な実態でございますけれども、平成24年度、大阪府女性相談センターを通じて、保護施設に入所措置をしたもの、いわゆる緊急一時保護が3件、あと、地方裁判所への保護命令申し立ての支援を行ったものが3件となっており、このあたりが最も悪質なケースということになっております。

また、連携につきましては、DV防止ネットワーク会議を設置しております、この構成メンバーの中に、摂津警察署の方に入っております。

守秘義務等につきましても、この会議の中で、事例研究等をしながら、もう一度振りかえるなどして、守秘義務についての確認を行っております。

また、ケースによりまして、日ごろからの相談員、人権女性政策課職員、自治振興課所管の犯罪被害者等支援員、それから警察などで、常日ごろから連携をしております、その都度、対応を行っております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 1件質問で、あとは要望しておきますけれど、予備費の部分で、例えば、決算概要ではきちりとわかるんですよ。その歳出款別集計表の中でね、予備費、当初3,000万円で。年度内において、757万9,606円を予備費等、使いました。残高2,242万394円になるんですけど、この決算書のほうでは、予算現額が2,200万円になって、歳出、年度間の支出、支出は款のほうに入れているから、支出はここでは、単独であらわれないんですけども、ここの部分が見方として、運用的におかしいのと違いますかということやっておるんです。

決算概要のほうでは、きちりと当初

予算現額3,000万円で、年度間での予備費、もしくは流用で757万9,606円と記載されているから、年度内で759万円が予備費で使われましたよと。その内訳については、28ページを見ると、こういう項目に使いましたというのがわかるんです。決算概要ではね。

決算書の中では、それが読み切れないということ指摘させていただいているんです。このつくり方としてね。予算現額ではないんですよ、ここは。

私の質問が間違っているんだったら、ご答弁ください。

それで、決算概要から見ると、そういったことが読み取れるんだけど、決算書ではそれが読み取れませんよということなんです。

だから、先ほどから質問しているのは、その中身というか、予備費として何で決算書がそういう形でしか出ないのかということ教えてください。

それから、中期財政見通しの中での特会の件は、もう十分わかりました。

できるだけ、一般会計からやったら繰出金、これもやっぱり、中期財政見通しの中で、もうちょっと精度を高めていきながら、いろんなことでもやっぱり精度はできるだけ高めていただいて、トータル550億円の中で、一般会計320億円、330億円、この推移がどうなっているって、我々はこれを信頼しながら、今の財政を何とか好転して、市民の不利益にならないように、提示された分については、一定の精査もしながら、賛成もしてきておりますので、だから、その辺のできるだけ精度を高める努力はこれからもお願いしておきます。やっぱり、変化があるから、対応は非常に厳しいかもわかりませんが、できるだけ、期待もしておきますので、よろしく願いいたしま

す。

それともう1点、やっぱり市営住宅の件が、先ほどの微々たるものという、ご答弁もいただきました。

だから、こげつかないような10年計画とかいうような計画にのっとった返済になっているのか、それとも、もう10年たってでも、これはそのまま積み残しになってくるのかということをお聞かせいただけますか。

それから、11世帯のうちの4世帯の生活保護の方に対してでも、今のご答弁だったら、分割納付の依頼もしているというふうに聞こえたんですが、その生活保護については、ちょっと別枠というふうに、以前、伺ったような記憶があるんです。だから、そこはきっちり精査、整理してもらえますか。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 三好委員の3回目のご質問にお答えします。

まず、決算書の見方ということのご質問でして、非常にわかりにくいというご指摘は、これはごもっともかなと思うんですが、いかんせん、これは自治法上、定められた様式でございまして、こう表現せざるを得なくて、いわゆる充当残が、予算現額に来てしまうというのは、これは事実でございまして、わかりにくいというご指摘はごもっともなものでございますので、我々としまして、このわかりにくさを、いわゆる決算書を審査していただくための、審査用の補足資料として、この決算概要をご提出させていただいておりますので、ここの予備費の充当の中身をこのところで見させていただいて、ご審査願うという形をとらざるを得ないということで、申しわけないんですけれど、そういうご答弁でよろしく願います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市営住宅の家賃の滞納対策について、ご答弁申し上げます。

先ほど、滞納者11名の分割納付につきまして、お話しさせていただきました。もともと、低所得者の方が公営住宅を使われるということで、当然、現在の家賃を払っていただくのは当たり前なんですが、それ以外の過去の滞納につきまして、今の現在の生活を圧迫しないというような額を分割で払える額ということで、ご協議させていただきまして、払っていただいております。

ただ、やはり高齢の方であるとか、これから数年かかって同額をずっと払い続けても、全額が返納できない可能性はあるというふうに考えております。

また、生活保護世帯の方に関しましては、滞納額を、許す限り、本人の同意のもとに払っていただいているという状況でございます。現年につきましては、直接、生活保護費から市のほうに納入していただくということをやっております。

○野口博委員長 三好委員の質問は終わりました。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 久しぶりの総務常任委員会でございます。ちょっと文教常任委員会と違いますので、非常に多岐にわたって、いろいろこちらのお二人と同じぐらいのレベルしかないの、新人ですので、ちょっとゆっくりとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

まず、歳入のほうから、ページ数は私、言いませんので、担当者は全てわかっています。はると思いますので、そやから、そのまま質問にいきたいと思いますので。

そしたら、危険物設置許可等及び検査手数料について、内容をお聞きしたいと思います。

それから、これは収入じゃないですけど、消防の家庭の住宅用火災警報器ですね。一応、義務化されていると思うんですけども、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

それから、平成24年度、救急車のどのような出動状況、そのこともお聞かせ願いたいと思います。

それから、コミュニティセンター構想事業、コミュニティ施設の在り方についての検討を要する経費の内容。

そしたら、指定業者の登録について、契約の内容、その登録についての内容をお聞きしたいと思います。

それから、人事管理事業です。採用、昇任試験と方法とか、その状況の内容をお聞きしたいと思います。

次に、人権女性政策課、せつつ女性プラン推進事業、女性政策推進市民懇談会等におけるプランの推進とありますけれど、その内容。

それから、女性大学開催事業です。男女共同参画社会の実現をめざし、主体的に行動できる女性の人材育成、この内容をお聞きしたいと思います。

それから、女性問題相談事業ですけれど、これは、先ほど三好委員からの質問があったように、主にそういうストーカーとかDVの内容ですか。それ以外にあるんやったら、お聞きしたいと思います。

それから、男女共同参画市民協働事業、男女共同参画センターを拠点に活動する市民団体と協働で事業を実施とありますが、その内容をお聞きしたいと思います。

それから、人権条例運用事業。人権施設の運用について、審議、検討、その内容。

それから、人権啓発推進施設要望事業、どのような要望をされたのか。

それから、財団法人人権教育啓発推進

センター会費負担事業、これの内容。

○野口博委員長 順番にご答弁お願いします。

谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、コミュニティセンター構想事業の平成24年度の事業の内容について、お答えさせていただきます。

このコミュニティセンター構想事業につきましては、今後、コミュニティ施設の在り方を検討するために事業を実施しております。

平成24年度につきましては、先進市の視察を行って、今後の参考資料の収集、情報の収集等を行っております。この平成24年度視察先といたしましては、枚方市、それと茨木市、この2市のコミュニティ施設について、視察にあがりました。

枚方市においては、平成18年度に公民館を廃止して、生涯学習市民センター、これに転換したというふうなことがございまして、その経緯や目的を聞き取りをさせていただいたところでございます。

茨木市につきましては、コミュニティ施設、この運営を地域協議会が指定管理者として担っておられます。そういったところ、この経緯と目的について、お聞かせいただいで、今後の参考とさせていただいております。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 指名業者の登録関係のご質問にお答えいたします。

本年1月4日から1月16日まで、受付期間を設けまして、工事の業者が953件、設計等委託の業者が502件、物品等の販売業者が1,455件、計2,910件の登録がございました。これは、本年度から登録期間を2年から4年に延長いたしております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 採用試験にかかわるご質問にご答弁申し上げます。

採用試験につきましては、基本的に北摂7市によります共同採用試験ということで、これまで実施をしております。

ただ、採用する若者たちの人物といたしますか、単に教養だけではなく、どういう特性といたしますか、例えば、特技を持っているかとか、これまでに学生の間、社会人の間、どういう取り組みをしてきたとか、そういう人物の状況といたしますか、内容をもう少し詳しく見ると。ただ単に試験の点数がいいだけで採用するのではなく、人物を重視した形で採用を試みていく必要があるということで、平成24年度から、北摂の共同採用試験に加えて、独自枠で採用試験を秋に実施しております。

試験内容も、北摂の共同採用試験につきましては、一般教養試験と面接というふうになるんですけども、そうではなくて、民間企業で多く採用されているSPIという手法、適性検査になるんですけども、これと、また別のもう一つ、SCOAという適性検査があるんですけども、これは以前からやっておったんですけども、適性検査を、もちろん試験の内容、適性の検査する内容については違いますけれども、こういう二つの試験に加えて、本人のエントリーシートという形で、単純な応募票ではなく、自己アピール、自己PRをしてもらうようなエントリー票も導入しながら、採用試験を実施しております。

平成24年度、平成25年度と、北摂の共同採用試験と独自枠と併用して実施をいたしました。平成26年度以後、この内容、結果も踏まえて、試験のあり方等については、検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 平成24年度の救急についての質問につきまして、ご答弁申し上げます。

平成24年度中の救急出動件数は4,426件で、平成23年度と比べますと、250件の増加となり、搬送人員も4,048人で、163人増加いたしました。

その主な原因といたしまして、65歳以上の高齢者の搬送人員は1,794人で、搬送人員全体の約45%を占め、平成23年度と比較しますと、105人の増加となり、高齢化社会を背景に、今後も増加傾向で推移するものと考えられます。

また、傷病程度別の、軽症患者が2,216人で、133人の減少となっておりますが、搬送人員の約55%を占めていることも要因の一つであると考えております。

今後も、引き続き救急車の適正利用の啓発活動を積極的に行っていく必要があると考えております。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 予防課所管分2点について、お答えします。

まず1点目、危険物設置手数料についてお答えいたします。

この危険物の手数料につきましては、貯蔵所、製造所、取扱所にあります設置許可申請、設置完成申請、また、変更許可申請、変更完成審査等、いろいろな申請がありまして、それに基づいて手数料をいただいている分でございますが、全てを合わせまして、157万3,950円でございます。

平成23年度におきましては、138万9,850円と、今年度に限り、少し上昇はしております。

次に、住警器の設置状況について、お答えいたします。

住宅用火災警報器の啓発状況としまして、昨今、本市において、市民の安全安心のため、住警器のさらなる普及促進に資することが期待されているところであり、創意工夫を凝らして、いろいろな方法で普及状況の把握が進められています。

方法としましては、ホームページ、地区自主防災訓練、防火フェアにおいて、啓発しております。

また、点検についても、相談にお答えしております。

今年度は通年、開催される高齢者がお集まりになる老人福祉大会の中で、住警器設置の必要性等のお知らせやパンフレットの配付など、実施してまいりました。

今後も、あらゆる機会を察知し、住宅用火災警報器の設置、普及啓発活動に取り組むことはもちろんのこと、機器の維持管理につきましても、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、住宅用火災警報器の現在の状況としましては、各地域において、アンケート等の方法によりまして、調査が行われているところではありますが、消防本部において、その結果を収集し、独自の方法で、平成24年6月時点に換算したところ、摂津市における平成25年度の推進普及率は71.2%となっております。昨年につきましては、70.3%でありまして、若干、上昇はしておりますが、まだまだ満足のできる数値ではありません。

この結果を見ると、十分に普及が進んでいないため、今後も普及促進活動を強力に推進する必要があると考えております。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 男女共同参画

と人権施策に関するご質問、何点かにお答えいたします。

まず、摂津市女性政策推進市民懇話会につきましては、3回開催いたしました。主な内容としましては、平成24年3月に策定いたしました男女共同参画「ウィズプラン」の内容について、課題検討などを行ったものでございます。

次に、せつ女性大学につきましてはのご質問でございます。

内容としましては、男女共同参画や、また女性に係る諸問題についての学びを深め、地域や社会のさまざまな場面で活躍できる人材を育成するという目的で行っているものです。

内容は、全10回でございまして、前期基礎コースで講義を受け、後期の専科コースで企画力や会話力、発信力などを身につけるような講座となっております。参加者数につきましては延べ204人ということになっております。

次に、相談について、DV以外のものということでございますけれども、こちらのほうは、面接相談の中で多かった事例につきましては、心の問題、それから夫婦関係というもの、法律相談につきましては、圧倒的に離婚が多くなっております。女性電話相談につきましては、人間関係が多くなっております。

男女共同参画市民協働事業につきましては、男女共同参画センターに登録しております団体、2団体と、子育て中の方を対象としまして、ひよこっこ広場という内容の講座をしております。

行政と同じ目標を持つ団体とともに、子育ての支援を男女共同参画の視点で行うという形で開催をしております。

次に、人権啓発推進施策要望事業につきましては、第2回の平和市長会議国内加盟都市会議に、長崎市まで職員を派遣

したものでございます。要望ということでは、特にこの場ではしておりませんが、平和についての情報収集などを行って帰ってきております。

それから、人権啓発人材養成分担事業につきましてはですが、こちらのほうは大阪府が、財団法人の大阪府人権協会に委託して行っております事業につきましの分担金となっております。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 コミュニティセンターの件ですが、枚方市に視察に行かれておるといことなんですけれど、視察に行つて、コミュニティセンターが非常に活発に利用されることは、我々の願いでもあるわけなんですけれど、どのようなプランニングを今後されていくのか、例えば、摂津市はそういう施設が少ないですから、数少ないその施設をいかに有効にということなんですけれど、どのようにプランニングされていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、指名業者の件ですけれど、非常に摂津市の契約、さまざまな指名の在り方というのは、昨今、例えば、別府小学校のそういう遅れがあったり、さまざまな業者のさまざまな問題が出てきているわけなんですけれど、契約することに関して、例えば、前は一応、極端な話が随意契約、それから指名入札、今はもう一般的にオープンにして、コンピュータ等でノミネートができるという形をとっているんですけど、そういうことをしていったら、非常に業者の中では、悪質な業者も出てくるし、そういう指名の方法を何とか変えていく方法はないのか、そういうことをペナルティーを課しても、また何か月後かにはその業者が戻ってこれるわけですので、そういう点で問題があるのではないかというふうに思います

ので、その辺、お答え願いたいと思います。

それから、人事管理の件ですけれども、昔と違って、今、さまざまな方法で職員の採用をされて、また、それから昇進、昇任の試験をされているということをお聞きしましたがけれど、先ほど質問があった中で、正職員と、それから非常勤の職員、その今、900人から600人台に職員を絞って行って、それから、非常勤職員をとって、それを賄う。非常勤の中には、非常に優秀な方もおられるというふうに聞きましたけれど、ただ、どこまでそれを進めていくのかというのが見えてこないんです。

その正職員の中には、非常に部署によっては大変な状況で、人手不足で、すぐに応えられる非常勤の職員がいるようだったら、これは別ですけれど、その辺、疲弊しておる部署もあるというふうにお聞きしましたし、その辺を今後、そういう割合をずっと、どのようにされていくのか。当然、優秀な職員をそういう方法で採用されるというのは、やっぱり何倍も仕事をできる職員を採用されるということを試みてやっておられるというのはわかるんですけれども、ただ、そこにも限界があるというふうに思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、その職員の中には、過去においては、非常に長期的に休職されている職員もおられたり、また、さまざまな問題を起こして、何らかの形で処分された職員もおられると思うんですけど、平成24年度はどのような状況だったのか、そのこともお聞かせ願いたいと思います。

それから、せつつ女性プラン推進事業ですけど、その内容はよくわかりましたので、それはそれで結構です。

それから、女性大学の開催事業ですけ

ど、何かお話をずっと聞いておりましたら、女性が非常に男性より、これは私の感じる事なんですけど、劣っているから、女性の大学を開いて、そういうさまざまな面で勉強せなあかんというような、先ほどの答弁の中で、ちょっとそれを感じたんですけど、とりたてて、私は男女共同参画ということなので、やっぱり、男女と一緒に学ぶことができるような場を持つことが必要なのと違うかなというふうに思うんです。

何か、殊さら、女性、女性ということ、これは昔、過去においても、一般質問をしたことがあるんですけども、女性、女性ということと言うと、逆に女性が非常に男より劣った存在じゃないかというふうに、逆に印象づけるような嫌いを僕は感じるんです。その点を、きちっと説明願いたいと思います。

それと、女性問題の相談事業ですけど、DV以外に心の問題とか、離婚の問題とか、それから仕事の問題とか、電話相談ではいろんな多岐にわたって相談があるというふうにご答弁いただきましたけど、これも、DVとかストーカーというのは、これはやっぱり男女の加害者・被害者というのがあると思うんですけども、心の問題とか、さまざまな問題というのは、これは男性もあるわけであって、これも殊さら、女性問題という形で取り上げられるというのは、非常に私もひっかかるんですね。

だから、こういう点も、これやったら、市民相談という形で、相談事業があるわけですから、それに組み込んでいくということも必要ではないかというふうに思うんですけど、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、男女共同参画市民協働事業、これはもう、子育て支援ということで、

それは理解できました。

それから、人権条例の運用、これも理解できました。

それから、人権啓発推進施策、これも、長崎に行かれたということで理解できました。

それから、財団法人人権教育啓発推進センター、これは大阪府から委託を受けて、財団法人の人権教育啓発推進センターというのがあるというんですけれども、その辺が、私も総務常任委員会に久しぶりに来たので、その内容がわからないので、どんな存在かということをご説明お願いしたいと思います。

それから、市営住宅の件、お聞きしたいと思うんです。

先ほど三好委員の質問の中で、大体わかったんですけれども、例えば、高齢者の方が多いということで、これはいずれ、高齢者の方、お亡くなりになることもあると思います。それは高齢者だから。そうやってきたときに、その残されたそういうものは、不納欠損で単に処理してしまうのか、何らかの形でそれを、市民の財産ですからね、それは。だから、そういう形で何とか取り戻す方法を考えられるべきだというふうに思うんですけれども、その点に関してもお聞きしたいと思います。

それから、危険物の件なんですけれども、市内に中小合わせて何千という企業があるわけなんですけれども、一応そういう届け出を出されて、危険物に関しては、一応、把握されているということなんですけれども、それは本当に、きちっと危険物に関して、全般的に把握されている、確実にそれをきちっと管理されているということ、ちゃんと報告をもれなく受けているのか、もう一遍、お聞きしたいと思います。

それから、警報器の件ですけれど、やっぱり普及というのは並大抵のものではないわけであって、これはそういう形で、ある程度、これを普及させなあかんということで、目標を持ってやられておることですから、いざ、火事になったときに、その警報が、ほとんどの方々が火でやられるというより、火災のときの煙とガスでやられるというふうにお聞きしました。だから、いち早くそれを察知することが必要ということで、これ、家庭の警報器を普及させなあかんということなんでしょう。

だから、その普及することの手段が、どうもそれが、こっちが今、ご答弁いただいている中では、ちょっと物足りないような感じがしましたね。

例えば、各家庭にそういう形の啓発の訪問をされるとか、それから、あらゆる団体の事業に関して、出向いて、そこでしっかりと啓発して行って、年々その普及率を高めていくということが必要なものであって、平成24年度がちょっと普及率が落ちたということで、これは努力が足りないということなので、そういう点で、もう一遍ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、救急車の出動状況ですけれど、よくニュースなんかで、救急車がタクシーがわりにされておるといようなことがあったわけです。

現実に、私らの家の近所に高齢の方がおられるので、救急車がよく通るんですけど、僕らからの意識としたら、救急車といたら、本当に生き死にの際どこにいてはるような感じがするんですけど、また、何回も何回も、その救急車をお使いになっておる方もおられるし、その辺の、非常に難しいと思いますよ。

一歩、間違えたら、亡くなるかもしれ

へんけど、ただ、その辺のきちっとした精査をしていかなあかんと。本当にどういう状況かということ、きちっと把握されて、それを市民に対しての意識づけも必要というふうに思いますので、どのように今後、もちろん今でもそういう電話はしっかりと確認しながら、出勤されておると思うんですけど、そういう点、さらにきちっとやられることが必要だと思いますが、その辺、ご答弁いただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○野口博委員長 答弁をお願いします。

谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 コミュニティセンター等の今後のプランニングということですが、これにつきましては、市全体の部分につきましては、関係各課と連携し、今後、検討していく必要があるかとは思いますが、当面の取り組みといたしましては、旧鱒生野団地跡地、あちらの跡地を一部、活用しまして、新しい公共施設、これを建設していくというふうな計画がございますので、当面はこれに取り組んでいきたいというふうに考えております。

これにつきましては、今年度、平成25年度基本構想、基本設計を行っていくものですが、これを策定するに当たりましては、現在、ワークショップを開催させていただいております。全7回予定しております。その後、報告会を開催させていただくというふうなことで、さまざまな立場の市民の方から、ご意見を頂戴して、意見を集約し、この新しい公共施設の基本構想、基本設計に反映させていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 契約に関するご質問

にお答えいたします。

別府小学校体育館の耐震工事の遅延の件でございますが、私も長いこと、契約事務に携わっておりますが、これはもう、前代未聞の事件でございます。しかも、業者の責めによる遅延は、本当に初めての経験でございます。

私ども、これを受けまして、8月30日から来年の2月28日まで、6か月の入札参加停止処分をいたしております。

今、ご質問の一般競争入札の弊害でございますが、これは、いわゆる制限はつけておりますが、市内で一定のランクがある業者であれば、随意、いつでも入札できるというような制度でございますが、この利点は利点として、入札妨害等の事件がないということはあるんですが、おっしゃる、いわゆる不良業者を排除できないという点がございました。

そこで、これは入札制度検討会でもいろいろ議論しているんですが、一般競争入札における予定価格、最低制限価格の価格提示がございましたが、ことしから最低制限価格については、これ事後公表です。ということで、入札はするが、最低制限価格、予定価格を公表しておりますので、いわゆる下の価格、ろくに積算もしないで、入札を行うという事例が数多く見られていたんですが、それは排除することができます。

今後についても、おっしゃる指名競争入札、これは市のほうが責任を持って業者を指名して、施行いただくということで、こっち側が力を持っているという分がございました。

これも、かつて、教育委員会の工事で、夏休み工期限定で工事を仕上げなければならぬと。いわゆる一般競争入札では、その契約手続が非常に長くかかりますので、いわゆる工期をできるだけ持った

めに、指名競争入札にしたということも
ございますので、我々といたしましては、
いわゆる不良業者をこれからいかに排除
していくのかと、こういうことも入札制
度検討委員会で十分、議論しながら、前
向きに検討してまいりたいというふうに
考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市営住宅の滞納、
特に高齢者の方が亡くなられたときの処
置について、ご答弁させていただきます。

11名の滞納者の中には、高齢の方、
やはり含まれておりまして、今後、お亡
くなりになるというケースは考えられる
と思います。

対応としましては、二つ手法があると
考えております。高齢者の方が同時に同
居されているというような状況でありま
したら、その同居されている方、これは
二親等まで同居を可能としまして、その
後も継続ということも可能としておりま
すので、その方に求めていくという手法
が一つ。それから、入居時に保証人とい
うのを立てていただいておりますので、その
方にお支払いを願っていくと。この二つ
の対応をしてまいりたいと考えておりま
す。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 そうしましたら、2回
目のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま、渡辺委員から疲弊と限界と
いう言葉で指摘いただいたわけなんです
けれども、確かに正職が900名から、
平成25年4月現在、639名というこ
とになっておりますので、その分、非常
勤がふえておりますけれども、当然のこ
とながら、非常勤は正職のかわりにはでき
ませんので、そういった意味での、正職
の負担ということは、十分あるというふ
うには認識をしております。

人事といたしましても、組織、部局ご
とに、どういった状況にあるのかとい
うところにつきましては注視はしておりま
すし、ただ、総数で、639名をこれか
らふやしていくことができるかというこ
とになりますと、それはなかなか難しい
のかなというふうには思っております。

639名をふやすことはできないけれ
ども、必要な、これは以前から申し上げ
ておるんですけども、必要なセクショ
ンには、それなりの人員配置をしていか
なければならないというふうに思ってお
りますし、平成24年と平成25年の4
月の異動の際にも、増で配置をしている
セクションもでございます。そういったと
ころで、やはり少数精鋭の観点は、これ
を無視するわけにはいかないんですけれ
ども、必要なところには、必要な人員配
置ということで、今後、考えていきたい
というふうには思っております。

そのためにはやはり、先ほども申し上
げましたように、アウトソーシングとい
うことが、正職が担っている部分もそう
ですけれども、非常勤が担っていただい
ている業務についても、アウトソーシン
グということの観点を取り入れながら、
総額での人件費の抑制ということを実施
していかなければならないというふう
には思っております。

あと、長期的な休職の人数でございま
すけれども、平成24年度につきまして
は、実数で3人ということで、心身の故
障等による病気の休職者数ということに
なります。

処分のほうですけれども、地方公務員
法上に基づく処分は、平成24年度はあ
りませんでした。ゼロでございます。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 それでは、3
点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、せつ女性大学についてでございます。確かに、男女共同参画ということですので、男性、女性と言わなくてもいい社会になることが、私たちの願いということで、まさに委員は時代を先取りしたお考えであると思います。私たちが願っているところも同じでございます。

しかしながらやはり、現状としましては、政治・経済の場であったり、政策・方針決定の場への女性の参画率が低いのは明らかであります。といいましても、簡単に参画をふやせるというかといいますと、やはり、リーダー教育を小さいところから受けてこなかったというところもありますので、せつ女性大学では、そういった会話力であるとか、発信力、企画力なども養成するような内容となっております。

もう1点、相談につきましてですけれども、確かに女性だけなぜなのだという事なんですけれども、男女共同参画センターの相談室は、女性を対象とした相談室ということではなく、女性が、女性だからこうあらねばとか、妻、母の役割に捉われて、そのために悩んだり、心身のバランスを崩したりということがあるということの内容で相談を受けているということでございます。

ですので、現状としましては、男性はどうだということなのでありますけれども、こちらのほうは、人権女性政策課内に人権なんでも相談ということで開設しておりまして、こちらのほうも、単なる相談ということではなく、やっぱり人権の視点ということで、裏を返せば、男だからこうあらねば、夫、父だから、こうあらねばならないというようなことでの悩みという視点で、相談を受けております。

3点目ですけれども、人権教育啓発推

進センターの概要についてでございますが、こちらのほうは、1997年4月に、次代を担う青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権に関する教育・啓発について、調査、研究、情報収集することを目的に設立された法人でございます。活動内容としましては、今申し上げたような人権に関する情報収集、提供でありますとか、研修事業、相談事業などを行っているということで、本市としましては、こういった団体から情報を得たりして、日々の仕事に生かしているところでございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 予防課所管分、2点について、お答えいたします。

まず、住宅用警報器の啓発が少ないのではないかというお問い合わせに対してお答えいたします。

先ほども申しましたように、住宅用火災警報器の啓発としまして、ホームページ、地区防災訓練等の指導時において、また、防火フェアにおいて啓発をしております。

それとは別に、摂津市内の住宅に立ち入りまして、戸別訪問といたしまして、住民に対して、市民の方に対して、もし設置がされておらないのであれば設置するように、そういった指導もさせていただいております。

それと同時に先ほど言いましたように、昨年度については、住宅警報器については70.3%の設置でありまして、今年度は71.2%ですが、若干、上昇はしております。

次に、危険物施設等の把握等についてでございますが、摂津市内におきましての危険物施設につきましては、製造所13、屋内貯蔵所85、屋外タンク貯蔵所

23、屋内タンク貯蔵所6、地下タンク貯蔵所30、移動タンク貯蔵所58等々、摂津市内におきましては、296施設ございます。

その中で、1年を通して、危険物の査察に向かうのが、このうちの約半分である147件、消防査察させていただいております。でありますから、施設等の把握は当然しておりますし、査察等の検査等も十分、させていただいております。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 119番通報時における出動の精査及び市民に対する意識づけの質問について、お答えいたします。

119番通報段階において、指令通信員が救急車の要請であるのか、また、病院の問い合わせであるのかを、通報内容から、ある程度、聞き取り、必要な事案に対しては、救急出動させ、そこに至らない内容であれば、病院照会や救急安心センターへの案内などを行っております。

しかしながら、最終的には利用される市民の方のモラルに依存する部分が多いため、今後、機会があるごとに、自治会訓練や小学校区の防災訓練などで、救急車の適正利用の啓発を続けていきたいと考えております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時34分 再開)

○野口博委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、手短かに質問したいと思います。

指名業者の件ですけど、本当にそういう不良業者といたしますか、それが長期的に考えますと、これは市民に不利益が生じるわけであって、例えば、以前、図書館の問題で、まぐさが落ちたというこ

とがありました。あれは本当に欠陥というような代物であったわけですけど、そういう点で、安かろうとか、公平性、当然、それは市民にとってメリットになりますけれど、しかし、現実問題として、そういう不良業者が参入された場合に、その不利益を、長期的に考えたら不利益をこうむるというようなことがあるわけであって、そういう点、やっぱり当然、公平性というのは担保せなあかんと思いますが、何らかの一つのそれを精査するような、排除するような手だてはないのかというふうに思いますので、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、人事管理の件ですけど、今、職員が639人です。それ以上にならないようにということでされるんですけど、例えば、今後さまざまな面で、権限移譲されるわけですね。例えば、大阪府のこととか、国のことを地方に権限移譲しようというような流れがあるわけであって、そういうことが、正職が639人で対応できるのか。単に非常勤をふやしたら、それが対応できるような内容かどうかというのがあるわけですね。そういう点で考えて、ある程度の限界、今後の限界というのを、これは課長の状況では答弁できるかどうかわかりませんが、その辺をご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、長期休職者ということなんですけれども、その長期休職者の内容ですよ。どういう、例えば、病気なのか、肉体的なのか、精神的なものなのか、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、女性大学の件ですけど、ちょっと僕、ご答弁いただいたことに関して、まあまあ8割方理解できるんですけども、男女の中で、例えば、女性特

有とか、男性特有というような身体的というより、これは脳科学の先生に一遍、僕は聞いたことがあるんですけども、やっぱりどうしても、性別によって、その特有の考え方があるということをお聞きしました。

例えば、リーダーになりたくない女性もおるし、そういう性的な一つの特徴の中で今、人間社会が動いておるのであって、そういう点をこういうことができなかつたら男より劣っているとか、こういうことを求めるとか、逆に言うたら、本来、そういうものを好まない人を、それは間違いだというような感じで、逆に言ったら、捉えられるような恐れがあるというふうに、私は思うんです。

だから、極力、僕は肩に力を入れなくて、もっともっと男女間というのは、ごく自然に動く必要があると思いますし、殊さら、女性、女性ということになったら、非常に、逆に私は女性を差別しておるような、私の考え方には、荒井課長、ある程度、理解していただいておりますんですけど、非常にその点がもう一つしっくりいかないんです。

だから、私は一つのリーダー、これも、男性でもリーダーになりたい人もおるかもしれないし、人を強引に引っ張っていける力が欲しいという人もおるかもしれません。だから、そういう点は、僕はごく自然に普通の市民大学みたいな感じで、そういうような一つの講演をされたらいいんじゃないかと思うわけであって。だから、そういう点をもう一遍、お聞きしたいと思います。

それから、女性問題の相談事業ですけど、これも先ほどの考え方と重複するんですけど、対男性に対して、何らの利害があるという形で、それは圧倒的に対男性に対しての被害があるかもしれん

けど、逆に女性のストーカーもいるわけですよ。芸能人の人なんかよく言われていますでしょう。だから、そういう点で考えたら、どっちもそういう点の状況というのはあるわけであって、殊さら、女性に対しての法律相談という形をとる必要もないんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺もご答弁いただきたいと思います。

それから、財団法人人権教育啓発推進センターですけど、先ほどご答弁で、主に同和問題を中心という形で、その財団法人が設立されたというふうに聞いておりますけれども、きょうの産経新聞の朝刊を読まれましたかね。

大阪の教育の中には、一部、人権問題イコール同和問題と判断する、そういう嫌いがあるということ、きょう、産経新聞に載っておったんですね。前回、私が一般質問にさせていただいたんですけども、人権教育というのは、当然、同和問題、それからさまざまな問題がありますけれども、しかし身近な人権問題もたくさんあるわけです。これはちょっとこの前言いましたように、いじめの問題とかいうのはそうですよね。人間の深層心理の中にあって、絶えず日常の中で人権侵害が起きとるわけであって、そういうことが一番、今早急に解決せなあかん問題じゃないかというふうに私は感じるわけであって、その財団法人にそういう負担金を払わなあかん義務はちょっと私は感じられないんですけど、その点をもう一遍ご答弁いただきたいと思います。

それから危険物の場所を把握されとることなんですけど、しかしその企業を、例えばガソリンスタンドとかそういうのも含まれてると思うんですけど、例えば地域住民にそういうものを扱って企業があるということで、やっぱりき

ちっと公表する必要があるんじゃないかと思うんです。例えばその地域住民はその周辺に住んではるわけですから、もしもその事故があったときには、その地域住民は当然被害をこうむるわけです。そういう点で、公表して、こういう企業に関してはこのようにものを扱ってるよということを、それに対して地域住民がどうこうすることは別にして、公表する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから警報器ですけど、家庭訪問されておるといことなんですけど、何かそういう各家庭に回って警報器の普及をされとる姿を私は見たことがあんまりないんで、その点ほんまにどの地域でどういふふうに戻ったとか、そういうのがきちっとわかるようでしたら、把握されてまたご説明お願いしたいと思います。

それから救急車の発動ですけど、非常にこれは間違えたらやっぱり生命にかかわることもあると思うんで、その辺は最初から疑ってかかることはできないにしても、やっぱりそのことによって本来、もしかそういう軽い気持ちで救急車を呼んだ方がおられて、救急車が出動され、そこで大きな事故が起きたときに、救急車がそこにすぐ対応できなかったような状況になったときに、やっぱりそれは弊害が起きるわけであって、本来の救急車というのはどういうものかということをもっともっと啓発と、何らかのペナルティーというのは難しいかもしれませんが、これは法律上できんかもしれんけど、アメリカなんかは、救急車はある程度有料化にしたりしとるわけです。だからそういう点で、何らかの一つのペナルティーということを考えながら救急車を運用されるべきじゃないかというふうに思うん

ですけど、その点もお聞かせ願いたいと思います。

○野口博委員長 北野次長。

○北野総務部次長 渡辺委員の3回目の契約に関するご質問にお答えしたいと思います。

不良業者を排除するというところで、今後入札制度検討委員会で具体的に検討しなければならない項目としまして、まず1点目は、先ほどもご答弁申し上げましたが、今年度から最低制限価格を事後公表にしたと。かつては予定価格も事後公表でした。いわゆる予定価格最低制限価格を事後公表にすることによって、入札に臨む業者が真剣にその工程なり材料なりをきちっと積算し、入札金額を出してくると、こういうことが一つ検討しなければならない。ただし先ほども申し上げましたけど、ここには昨今いろいろ新聞記事にも出てますが、大津市では病院施設の入札に関して予定価格を漏えいして、入札妨害で刑事事件になっておる、こういう弊害もあるんで、ここの辺は十分検討していかなければならないと思っております。これが1点目でございます。

もう一点は一般競争入札の制限について、一定、今は市内業者でランクがAであるとかBであるとか、そのランクを制限をかけておりますが、そこに今後はいわゆる工事成績でありますとか、その辺の評価、あるいは社会的に防災に対してどんな協力的な部分であるのかとか、こういう評価を入れていって制限をかけていくというのが、2点目の検討課題でございます。

それをさらに発展させた形として、総合評価型の入札、これも庁内の若手グループで今研究しております。いわゆる技術提案型の入札、それに評価を加えて、価格と技術提案をあわせて審査して落札者

いてお答えいたします。住宅用火災警報器の戸別訪問の数としましては、24年に訪問させていただいた分では地区によりまして、三島二丁目2番と4番、あと三島二丁目7番から12番で、三島地区では96件、それと鳥飼地区としましては、鳥飼八防一丁目、鳥飼八防二丁目、鳥飼西一丁目、三丁目、また鳥飼下三丁目など792件、合計888件を戸別訪問させていただきました。

次に地域住民に対しての、ガソリンスタンド等にある危険物の公表についてお答えいたします。これは危険物施設におきましては、消防法の規定によりまして表示板をつけるよう定められております。それは危険物施設の種類、また危険物の量、指定数量の倍数、保安監督者名を明記するように定められておりまして、地域の住民に周知するように定められております。消防といたしましては、危険物施設の適正化のため立入検査を行い、市民の安全を守っていくよう努めているものであります。

○野口博委員長 樋上次長。

○樋上消防本部次長 救急車の適正利用につきましてお答えいたします。

平成23年までは60%を超えておりましたが、24年は55%と少し減少しております。これも大阪市消防局にあります救急安心センターができて、比較的減ってきたかなと推移しております。また市のホームページのほうにも、救急車は本当に必要なときに使ってくださいますよと、ホームページに掲げております。これはトップページで、火災・救急・救助の件数の下のほうに常に掲げております。そしてまた救急車にも掲示してございまして、あとはペナルティーのほうなんですけど、消防のほうにはやはり虚報等がございます。それは摂津警察と密に連携

をとりまして、その辺は解決していきたいと考えております。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 そしたら指名業者の件ですけど、よく聞くんですね。今ずっと不景気が続いて、不景気が20年続いた中で、建設業者に職人がいないという今状況らしいです。東京オリンピックを誘致されたけど、実際それに対してどこまで対応できるかということで、非常に建設関係の業者が今大変な状況だというふうにお聞きしました。そういう意味からして、今後ひょっとしたら売り手市場になってしまう可能性があって、それだけ行政が強く出られないような状況になるかもしれません。ただ、今北野次長がおっしゃったようにきちっとこれは研究して、よりやっぱりそういう良識ある業者を選択するという。昔は市の仕事をやるとのことになったら、市はブランドで、やっぱり業者の非常にステータスになったわけで、それは何かというたらあらゆる面で信用されとるということが、市に認められるというのはそれだけのブランドというイメージがあったわけですけど、やっぱりそういうことを復活させてもらうことも必要なんで、現実の状況と非常に難しいとは思いますが、その点を努力していただきたい、これは要望にしておきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから人事の件ですけど、私は非常に行革推進派なんで、よく職員の定数が多いというような市民のさまざまな要望を過去においてされて、森山市長が中心になって、森川市長の時代からずっと行革で定員数を減らしていったというのは、これは評価できるんですけど、ただ現実問題としてもっともっとこれから減らして行って、今言ったように業務はたくさ

んふえるわ、なら今職員の中でメンタル面で3人が長期休職ということになる。そういう状況の中で、そういう方々が非常にふえてしまうんじゃないかという危惧はあるわけです。だから大まかには私は了承しながらも、職員の立場になることはないと思うんですけど、ただそういう状況をまた生んでしまうようなことに関しては、非常に管理をしっかりとやっていただきたい。これは要望にしておきますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから先ほど荒井課長のご答弁で、90%は女性がDVの被害を受けてるといふこと、そのとおりのやと思ひます。しかしホームレスの90%は男性なんです。それと自殺者の70%も、これも男性なんです。そういう状況も現実にあるわけです。それをほんなら放置していいのかということになった。私は何でか知らんけどホームレスの人と話をする機会があつて、非常に心が折れやすいのは男やといふようなことを言うてはりました。そういう現実があるわけであつて、そういう人らを何らかの形でさまざまな面で救ふようなことも、ひよつとしたらできるんじゃないかと。女性、女性、女性、女性ばかりが被害者と違ふわけです。男性も今そのような状況といふのがあつて、女性、女性、女性、女性ばかりが被害者と違ふわけです。女性のホームレスはめったに見ないんですけど、ホームレスを見たら大概男性です。だからその辺もしっかりと、男女共同参画といふんやつたら、完璧とはいひませんがしっかりとその辺を踏まえた中での、男性・女性の考えだけではなくて、全ての市民に対して対応できる方法をやっぱり考えていかないかん。そういう窓口をやっぱりつくつていかなあかん。それでこそ初めて男女共同参画といふえるんじゃないかといふように思ふん

であつて、何か加害者、被害者じゃないんやけど、そういう形でいふんやつたら男性も被害者やといふことです。だからその点をもう一遍、そういう私が述べさせていただいた考えに対して、何かそういう意見があるようでしたらお答へ願ひたいと思ひます。

それから人権センターは了解しました。さまざまなことでこれから対応されることですので、わかりました。

それから消防の件に関しては、戸別訪問の件はわかりました。さらに一層、その警報器の普及に努めていただきたいと思ひます。

それから危険物、これはガソリンスタンドが危険やからガソリンスタンドに表示したんじゃないかと、市内企業の中には我々は敷地内には入つていかれんわけでしょう。市民が敷地内に入つて検査するわけにいかへんわけやから、我々はそこに入つていかれへんのやから、当然そういう形でそういうもんがあるんやつたら、やっぱりある程度近隣の人らに書類等で、こういうもんがこの企業にありますよといふことを示す必要があるんじゃないかと思ふ。だって行政といふのは、市民の安心と安全を守るといふのが根本的な一つの役割ですから。過去においてある企業から塩素ガスが漏れたといふことで、やっぱりこれは騒ぎになつたことがあるわけです。そういうことも踏まえて、やっぱりそういうことを周知することが必要じゃないかと思ふんですけど、その辺をお答へ願ひたいと思ひます。

それから救急車の出動ですけど、これも本当にそやからといふて断るわけにはいかへんし大変やと思ひます。警察としっかりと協力して、そういういたずらとか、それから常習犯といつたらなんですけど、大体わかりますよね。そういう方にはやっ

ぱり注意勧告をしっかりとやってもらわんと、やっぱりこれは本当の意味での救急車の意味合いをわかってもらわんと、これはぐあいが悪いと思います。これは要望にしておきますんで、以上お願いします。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 相談の窓口についてのご質問にお答えしたいと思います。

確におっしゃるとおり、男性相談ということの必要性は高まっているかと思えます。また相談全体が複雑多様化をしているということも事実でございます。ですので、人権女性政策課としましては人権の視点ということで、各種相談窓口との連絡会などを通じまして連携をとりながら、必要に応じてそちらのいろんな相談につなげていきたいと考えております。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 それでは地域住民に対しての危険物の公表についてお答えいたします。

危険物施設、ガソリンスタンド等におきましては、表示板を設けて危険物があるというのを示しております。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 その線に沿って行ってもらえるというのはわかるんですけど、本当に女性法律相談ということになったら、男性は相談にあんまり行きにくいんです、そうでしょ。だからその冠は取って、多くの市民の人権相談という形のものがあるわけでしょう、現実には。それだけでいいんじゃないですか。それにそのお金をつぎ込んでいって、もっともっと拡充することもいいじゃないですか。私はどうもその女性、女性というのが何か非常に女性が劣っているような感じを受

けてしようがないんです、何遍も言うようやけど。そういうふうに女性の被害というのやったら、男性の被害もあるということ私は今こうやって質問させていただいたわけです。だからその冠は取って、皆納税者なんですから、男も女も、そうでしょう。だからそういう形の苦しんでおられる男性もたくさんおるわけです。そういう人らも救済するという気持ちを、逆に言うたら男は大丈夫や、自分で、精神力で頑張れということなんですか、それやったら。そういうことになってしまうでしょう。だからそういう点をやっぱり僕は冠を取って広く市民に、そういうさまざまな面で相談を受けるといものに広げるべきやし、その大学にとつたら、大学をするんやったらそういう形で、市民大学じゃないけど、そういうことを殊さら女性大学とせんと、そういう形をされたほうがええん違うかなと思うんですけど、これひとつ答弁いただきたいと思えます。

それからもうちょっと答弁になってないというか、私はガソリンスタンドのことを言うとな違うと言いましたやんか。違いますか。企業がありますやろうが。そこの敷地内に入っていかれへんから、そういう形で近隣住民に周知せえと。答弁になってない、きちっと質問を聞いて、きちっと答弁してください。

○野口博委員長 市長公室長。

○乾市長公室長 人権相談、特に女性に対する相談についてのご指摘についてご答弁させていただきたいと思えます。

本市で女性相談というような形で実施しておりますのは、これは国において男女共同参画の基本法を制定されたり、あるいは男女共同参画の基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定されたり、そういうことがあって、本市においてもそ

の流れを受けて女性プランというようなものをつくって、女性の地位向上、男女共同参画といったことを努めてきているわけです。その一環として女性相談といったものを特別に設置してるわけですが、先ほどからお伺いしてきますけれども、先ほどからお伺いしてきますと、渡辺委員のご指摘は十分理解できるというふうに考えております。おっしゃるとおり自殺者は男性が圧倒的に多いと、あるいは路上生活者は男性が圧倒的に多いと、そういったことを私も以前から存じ上げております。そういったことから、急に女性相談を、女性というような言葉をのけて人権相談というような形で一本でできるかどうか、これは検討させていただきますけれども、今後早速、これが終わってからも、きょうにでも、あるいはあした以降にも人権女性政策課の中で議論をして、そういうご意見があるということで検討会を進めていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 消防長。

○熊野消防長 それでは委員ご質問の危険物施設の公表についてということですが、一般的に市民を対象に小売されてるガソリンスタンドとか、そういうところでは表に表示板がございますが、あと企業の独自の一般給油取扱所、そういうところもオープンになっているところはそこに何かあるかというのはわかると思いますが、会社の大きな企業の敷地内に入りますと中にあるかわからないというご指摘ですが、それは企業活動の中の一環で、取り扱ってはいけないから許可で私たち消防が許可を出していると、それでこれだけの維持管理をなささいということで、立入検査もして、維持管理を適正にしてるといえるのは通常設置してるところと、うちが査察するところ、検査するところと、こうやって2者でずっと維

持管理して事故のないように日々努めておりますが、企業の中の活動ということなんで、それをうちの消防のほうから公にするというのは、企業活動を周知するということが若干問題があるようになるので、今企業のほうは会社の中の社会見学とか、そういうことで市民への会社の中でCSR活動の一環で、地域と企業の住民のつながりということで、かなり幅広くそういうことをされてる企業もありますし、その中では、中を見たときにはわかるようには表示はされてますけども、それを逐一近隣住民の方に消防のほうから公表するということが、法律上ちょっと規制があり難しいと思います。

しかしながら、企業の今後の地域活動なり、それから企業のコンプライアンスをもってしっかりとちゃんとしていただいているというのは現状なんで、今後も地域活動で地域住民とより密接につながるように企業のほうには説明をしていきたいのと、推し進めるようお願いしていく予定をしておりますので、今後ともご理解賜りますようお願いいたします。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 女性のことに关してはそういう形でやってもらえるということで、期待しておりますんで。何ぼアベノミクスで経済が上向きになったというておりますけど、やっぱり市民の人には大変な生活をされとる方もたくさんおるし、やっぱり企業倒産ということの現実が目当たりにある、まだそこまで中小企業の場合は経済上向きの影響は受けない方もたくさんおられると思います。そういうさまざまな問題がある中で、やっぱりその相談に乗れるような、そういうようなシステムをつくっていただくように、これはよろしくお願ひしたいと思ひますんで、要望しておきます。

それから消防長、その企業努力というのは当然そうやと思うし、僕が言うのは企業に対して営業妨害するとか、企業活動を妨害するという意味じゃないわけで、ただ今言ったようにやっぱりそういうガスが漏れたりそういうことがあって、そのときに管理をちゃんとと言うてますよでは済まされへんことはやっぱり消防の中にあると思うんです。現実、今はそういうことはないにしても、ちゃんとやってもろとるとは思うんですけど、やっぱり住民にその影響があったときに、それに対して、ならあんた方は何をやっとなんやということになってくるわけであって、そういう点が私は、特に危険なものを扱ってるところに関してはある程度こういう形で、ひたすら地域住民の不安をあおり、そこで騒ぎをするというんじゃないくて、そういうものを扱って、それはちゃんと企業が管理してます、消防はちゃんと監視してますということを、市民を安心させるような一つのことを考えていただきたい。そのように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時 9分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、確認を含めて質問をしたいと思います。

この件についてはいつも単価を聞きながら、その運用についても質問しておりますけど、さらにそれぞれ歳出で特に味舌上財産区でそれぞれ維持管理並びに

振興に係る事業費で交付金を発行してるんですが、他市の財産区財産での管理状況というのは、いろんな財産区独自の議会を設立してその中でチェック機能を働かせているんですけど、改めてここで確認したいのは、摂津市におけるこの財産区財産で交付金が交付されるその財産区の特権として、そこで運用が全て任されてると思うんですけど、今チェック機能というのはその財産区財産の中ではどういうふうにされてるのか、わかれば教えていただきたい。特に疑うわけではないんですが、今それぞれの日本全国で不正支出やら流用やら、そういった外郭団体の中で結構そういうところでマスコミ報道でもいろいろ言われております。本来市がそこまで介入する必要はないと思うんですが、全体のやっぱり財産区を管理している立場から見たときに、行政としてどういうふうな今指導をされてるのかお聞かせいただきたいというふうに思っております。

もう一点については、それぞれ五つの財産区財産の中でそれぞれ今不動産を抱えておりますが、これも相当年数がたつてるところもありまして、これからの将来の財産区財産のあり方について、その五つの財産区財産、それぞれ特徴がちょっと違うと思ひまして、財産区として今現金で管理、収入がないところで補修がどんどんどんどんかかってくるようなところもあるんですね。そういった動向を見据えたときに、味舌上財産区以外は大変窮地に追い込まれてるというように思うんですが、この辺の状況と将来の見通しについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2点の財産区財産に関するご質問にお答えさせていただき

ます。

まず1点目の、市からお渡しする交付金についての、チェックの方法についてご説明申し上げます。ご存じのように財産区のほうは五つの財産区がございます。そちらのほうからそれぞれ主に支出の内容としましては、それぞれ抱えております会館の維持補修等や光熱水費等が中心になってございます。そちらのほうの請求に基づきまして、事務局である我々がその中身をチェックさせていただいて、それから交付金をお渡しするというような形にさせていただいております。中の内容につきましては、その中身を確認する、それから光熱水費の中身を確認するというようなチェックをさせていただいており、それを交付させていただいているような状況でございます。

続きまして、五つの財産区の不動産についてご説明させていただきますと、先ほども申しましたように五つの財産区の中に、それぞれの公民館の維持管理をされているというのが中心になってございます。

味舌上財産区につきましては、味舌上公民館以外に市場、中内という三つの公民館を管理されております。それから味舌上財産区につきましては、特にイズミヤのほうに土地の貸し出しをしておりますので、そちらから逐次歳入がございます。味舌上財産区につきましては、今年度の支出としまして味舌上公民館の建てかえを近い将来に考えておられまして、そちらにつきましてはのまず条件整備としまして、土地の底地でございます用地のほうを一部買い取りまして、市のほうの名義にしたという支出がございます。それから味舌上財産区につきましては、味舌上公民館、それから市場、中内公民館の将来的な建てかえを検討されてるよう

でございます。

それ以外の財産区につきましては、先ほども三好委員からお話がありましたように、歳入は特にございません。今現在財産区で抱えておられる財産の金銭を元に、それぞれの会館の維持補修をされていくというふうになってございますが、いずれは財産区財産の持つておられるお金につきましても、底をついてしまうという状況が将来的には来ることだとは思っております。財産区によりましては、将来を見越して市のほうに会館を寄附したいというような意思を伝えられるところもございますが、今後市のほうも現在集会所等を抱えておりますので、その辺のこれからの公共施設のあり方等を考えながら、将来受けていくかどうかというのも検討してまいりたいというふうに思っております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 まず1点目の交付金の管理についてですけども、改めて聞きたいのは、そのチェック機能をどういうふうにされてるのか。要は交付金を渡して、そこで会計責任者もいてる中で多分決算も起こしてるというふうに思っておりますが、本市においてどなたがその最終決裁人であるかということもお聞かせいただきたいのと、味舌上が3会館を年間、毎年2,000万円ずつ交付されてるんですね、3.5%。そんなに光熱費等々で、維持管理費も含めてかかっているのかなということが少し疑問にありまして、それ以外にどういった用途がなされてるのか。もちろん財産区ですから、そこでの管理運営というのはそこに委ねるのは当たり前でございますけど、余りにもちょっと額が大きいんではないかということが気になります。チェック機能も含めて、そういった中身についてお聞かせいただ

きたい。それともう一点の会館の老朽化に対する維持補修の中で、鶴野会館が残りあと750万円しかないわけです。屋根瓦の防水加工を仮にやろうとしたら、たちまちこれではもう予算が足らなくなってくる。これはもう多分待ったなしの今状況ではないかなというふうに思うんです、鶴野会館については。これのときに財産区の今の規則から見たときに、財産区の譲渡、こういった手続についても今から話もしておかないと、将来いざとなったときに手続を踏むとなるとまた大変な状況になってくるのではないかなと。多分もう3年、5年以内ぐらいには判断していかなければならないのと違うかというふうに私は憶測で思ってるんですが、その実態について改めてお聞かせいただけますか。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 それぞれ財産区の支出のチェック状況についてお答えさせていただきます。

まず、それぞれ財産区から出てきましたものは、最終的には会計室に持っていきまして、交付金で支出するという形をとってございます。その支出に当たりましては担当者が受けて、その内容をみんなチェックする、それを我々の決裁を経て支出することになるんですが、その過程ではやはり適正な支出がされているかということにつきましては、市の支出のやり方に沿ってチェックしていくと、それに沿っているかどうかというのはチェックさせていただいております。

味舌上財産区につきましては2,000万円余りの支出をされておりますが、それは三つの会館の光熱費以外に周辺の剪定でありますとか、それぞれの備品の更新でありますとか、そういうものに使われております。また財産区の運営につ

きまして、例えばコピーを購入されるとか、そういうものの支出もされてございます。その中には不適切なものはないというふうに我々は考えてございます。

続きまして、鶴野会館の老朽化につきましてお話しさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、鶴野会館につきましては建物が老朽化しているということで、現在我々のほうに外壁の補修工事の相談を今受けてございます。これから内容につきましては協議していく中のございですが、現在700万円余りの財産を持っておられるということで、その支出がどれぐらいにおさまるのかというのは、これから設計の中で見きわめていかなければならない材料かなと思っております。ただ、今後それを運営していく上で、残りの残額で財産区の財産を全て維持しなければなりませんので、今後は財産区と将来のあり方について、早い時期に検討していきたいというふうに考えてございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 もう要望だけにしときます。だからそういった鶴野会館を含めて、一つはしっかりとしてると思えますけど、味舌上は。あとの会館も含めて、市立集会所の統合も含めたりいろいろ検討すると言われてますが、市立集会場はやっぱり僕は地域の活動拠点として、整理は整理でいいんですがやっぱり必要なところを見つけて認めなければならないし、鶴野地区もそういった面では、今は一方では一般の方々になかなか借りるのにも借りにくいやつを、今後は市立とした場合にはもっと公に貸せるようになる。そのときのやっぱり投資の仕方と契約の仕方、こういったことは今後将来、即発生するんで、より検討しといてください。きょうはそこでとどめておきます。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時23分 休憩)

(午後4時27分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後4時28分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 中川 嘉彦